

板橋区長期基本計画審議会中間答申（案）

平成27年3月

板橋区長期基本計画審議会

中間答申にあたって

板橋区長期基本計画審議会は、平成26年8月4日に坂本健板橋区長から「新たな板橋区基本計画に盛り込むべき施策について」及び「板橋区基本構想について」の諮問を受けて以来、区を取り巻く社会経済環境の変化や現在の板橋区基本計画の達成状況と課題、区民の皆さまの意識・意向などを踏まえ、概ね10年後を想定し、政策分野別に課題を整理しながら、将来のまちの「あるべき姿」と、その実現に向けて区の持続的な発展を可能とする「施策のあり方」について審議を重ねてまいりました。

ここに、これまでの審議を取りまとめましたので、「中間答申」として報告します。

なお、この中間答申に対して広く区民の皆さまからご意見をいただき、参考としながら、最終答申に向けて、さらに審議を重ねてまいります。

平成27年3月27日

板橋区長期基本計画審議会

会 長 岡田 匡令

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 1 諮問事項・趣旨 | 1 |
| 2 基本構想改定の必要性 | 2 |
| (1) 基本構想とは | 2 |
| (2) 現基本構想の検証 | 2 |
| 3 新たな基本構想 | 2 |
| (1) 基本理念 | 2 |
| (2) 将来像 | 3 |
| (3) 政策分野別の「あるべき姿」 | 5 |
| (4) 基本構想を実現するために | 8 |
| 4 新たな基本計画に盛り込むべき施策のあり方 | 9 |
| (1) 政策分野別の「あるべき姿」を実現する施策のあり方 | 9 |
| (2) 施策・組織横断的に協働・連携する戦略の必要性 | 11 |
| (3) 地域特性を活かしたまちづくり | 12 |
| (4) 基本計画を推進する区政経営のあり方 | 12 |
| (参考資料) | 15 |
| ○東京都板橋区長期基本計画審議会条例 | 16 |
| ○板橋区長期基本計画審議会委員名簿 | 17 |
| ○諮問書(写) | 18 |
| ○審議経過・今後の審議スケジュール | 19 |
| ○「9つのまちづくりビジョン」と「施策のあり方」 | 20 |
| ○板橋区の基礎データ | 25 |

1 諮問事項・趣旨

平成 26 年 8 月 4 日、板橋区長期基本計画審議会が設置され、板橋区長から、東京都板橋区長期基本計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問を受けました。

<諮問事項>

- 新たな板橋区基本計画に盛り込むべき施策について
- 板橋区基本構想について

<趣旨>

現在の板橋区基本構想（以下「基本構想」）は、平成 17 年 10 月に、おおむね 20 年後の区の将来像を「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」と定め、区議会の議決を経て策定いたしました。この基本構想の実現をめざして、平成 18 年 1 月に板橋区基本計画（以下「基本計画」）を策定し、これまで着実に施策を推進してまいりましたが、基本計画の計画期間が平成 27 年度をもって終了となることから、平成 28 年度を初年度とする新たな基本計画を策定する必要があります。

区を取り巻く社会経済環境は、基本計画の策定以降、少子高齢化の進行や世界同時不況に端を発した長期にわたる景気の低迷、東日本大震災の発生、社会保障費の増大や公共施設の老朽化に伴う更新費用の急増、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、著しく変化しております。

このような中、区では、選択と集中による重点政策と経営革新に取り組むとともに、中長期的な視点から、生産年齢人口を増やし定住化を促すための成長戦略と経営構造改革を掲げた「いたばし未来創造プラン」を平成 25 年 1 月に策定し、複雑化・高度化する行政課題の解決に向けて取り組んでまいりました。

さらに、今後本格化していく人口減少・超高齢社会の到来などを想定し、将来にわたって区政の持続的な発展を可能とする施策を長期的な視点から戦略的かつ重点的に展開していく必要があります。そして、「自助・共助・公助」による安心・安全なまちづくりを進め、『東京で一番住みたくなるまち』をめざしてまいりたいと考えております。

以上を踏まえ、新たな基本計画に盛り込むべき施策についてご審議を賜りますようお願い申し上げます。併せまして、策定から 10 年目の折り返し点を迎えることとなる基本構想につきましても、引き続き今後の区の望ましい将来像とその実現に向けた目標としての有効性等を備えているかを検証していただき、ご意見をお伺いいたします。

2 基本構想改定の必要性

(1) 基本構想とは

- 基本構想は、基本理念・将来像など長期的指針を定めたものです。
- 地方自治法の改正によって、各自治体が自らの自由意思と責任のもとに、創意工夫によって地域特性に即した基本構想を策定できるようになりました。

(2) 現基本構想の検証

- 区では、現基本構想を策定した平成 17 年以降、将来像として掲げた「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」の実現に向けて、板橋区基本計画を着実に推進し、住民福祉の向上に一定の成果を上げてきました。
- しかし、現基本構想の策定以降における区を取り巻く社会経済環境は、10 年の折り返し点を迎えて少子高齢化の加速と人口減少局面の到来、地球温暖化の深刻化による異常気象の頻発、リーマンショックによる経済の落ち込みと低成長の長期化、東日本大震災の発生、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など著しく変化しており、現基本構想は、引き続き今後 10 年の長期的指針として掲げるには今日性・有効性が十分とは言えないと考えられます。
- また、現基本構想では、概ね 20 年後を想定しているにもかかわらず、基本構想策定の背景や区が実施すべき施策の方向まで具体的に記述しているため陳腐化しやすく、基本構想に基づいて定める区の基本計画も時代の変化に対応して柔軟に改定できないという課題もあります。
- さらに、基本構想は未来を担う子どもたちにも共有されるべきものであり、よりわかりやすい内容とすべきです。
- したがって、概ね 10 年後までに予測される社会経済環境の変化を見据えつつ、基本計画において迅速かつ柔軟な対応が可能となるよう、現基本構想を改定した方が望ましいという総意のもと審議を進めることとしました。

3 新たな基本構想

(1) 基本理念

【策定の視点】

基本理念は、基本構想の根底を貫く考え方であり、構想実現に取り組むすべての人々が常に念頭に置くべきものです。

現基本構想では、「いのちと個性の尊重」「まちづくりへの参画」「未来への責任」の 3 つを基本理念として掲げています。この考え方を継承しつつ、これまでの政策分野別課題の検討において出された意見等を踏まえ、すべての政策分野に共通する基本的な考え方を以下の 3 つの視点から整理します。

① 「ひと（個人）」に着目し、念頭に置くべき基本的な考え方

- いのちを尊び、男女平等はもとより、だれもが等しく個性ある人間として互いに尊重し、相手を思いやる「もてなしの心」を持つことが大切です。
- だれもが安心して暮らせるよう、地域で支えあう気持ちが大切です。

②「まち（地域）」に着目し、念頭に置くべき基本的な考え方

- 区民一人ひとりや地域の様々な団体、関係機関などが、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概を持って対等の立場で協働しながら、地域の課題を自ら積極的に解決していくことが大切です。
- 地域における協働が進むことによって、まちに安心・安全と元気や魅力を生み出し、暮らしやすい環境をつくっていくことが大切です。

③「みらい（環境）」に着目し、念頭に置くべき基本的な考え方

- 心にゆとりある健康な暮らしは、豊かな自然の恵みによるものであり、地球的な視野に立ってまちづくりを考えることが大切です。
- 未来を担う子どもたちのためにも、より良い自然環境・生活環境や便利で快適な都市環境を持続可能な状態で次世代へ継承していくことが大切です。

以上を踏まえ、わかりやすい表現とすることに留意し、以下の3つを基本理念とします。

- 「あたたかい気持ちで支えあう」
- 「元気なまちをみんなでつくる」
- 「みどり豊かな環境を未来へつなぐ」

（2）将来像

【策定の視点】

基本構想では、概ね10年後を想定して、板橋区全体の将来像（「あるべき姿」）を定めます。

- 現基本構想の将来像は、「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」であり、次のような意味が込められています。
 - 「いきいき暮らす」は、いのちの躍動と、産業や区民の地域活動が生活を中心に活気に満ち、教育・福祉が充実している状態を表しています
 - 「緑のまち」は、身近に緑や水などの豊かな自然があると同時に、平和でやすらぎのある安全な生活環境を表しています
 - 「文化のまち」は、板橋に根付いた文化を大切にしつつ、新たな地域文化の創出に積極的に取り組む区民の心の豊かさを表しています
- 現基本構想の将来像は、前基本構想の将来像であった「活力ある緑と文化のまち“板橋”」から引き続き長く区民に親しまれ、特に「緑と文化のまち“板橋”」のフレーズは定着していると考えられますが、概ね20年後を想定した現基本構想の折り返し点にあたり、これから10年の間に到来するであろう

人口減少・超高齢社会を見据えると、「暮らしやすい」「住み続けたい」まちであることに加えて「訪れたい」「選ばれる」まちをめざす必要があります。このような魅力をつくり、発信するまちであるイメージを現在の将来像に加え、未来を担う子どもたちのために子育てや教育の環境が整い、緑豊かな自然が継承されているとともに、女性や若者・高齢者などだれもがいつまでも元気に地域で活躍するまち、文化・スポーツ・産業の盛んなまちとしてにぎわいが生まれているまちの状態を新たな将来像として示します。

(将来像) 未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”

(将来像の説明)

- 「未来」は、板橋の宝である子どもたちや新しい明日の豊かな暮らしと環境、持続可能な発展を象徴しています。「未来をはぐくむまち」は、未来を担う子どもたちがあたたかい気持で支えられながらすくすくと成長している状態を表すとともに、産業が生活環境と共存・調和しながら地域資源を活用して新しい価値を生み出しているまち、将来にわたり暮らしが充実していく状態を表しています。
- 「緑と文化のまち」は、現基本構想の将来像で表している状態を継承し、「緑のまち」は、武蔵野の面影を残す赤塚の森や、広大な河川敷を有する荒川、美しい桜並木に彩られる石神井川など、水や緑に恵まれた豊かな自然があるとともに平和でやすらぎのある安全な生活環境を表しており、「文化のまち」は、板橋に根付いた文化・芸術・スポーツなどに親しみ、新たな地域文化の創出に積極的に取り組む区民のこころの豊かさを表しています。
- 「かがやくまち」は、自然環境が豊かで文化・スポーツ活動が活発である状態を表すとともに、子どもたちがすくすくとたくましく成長しているまち、女性や若者・高齢者などが自分らしく、いきいきと暮らし、活躍しているまち、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概にあふれた地域コミュニティが形成されているまち、さらには「光学の板橋」をイメージし、産業が元気であるまちを表しています。
- 以上の将来像を重ね合わせ、3つの基本理念である「ひと」「まち」「みらい」が輝く魅力あるまちをつくっていくというメッセージを込めています。
- この将来像の実現するまちは、区民の暮らしが充実し、豊かであることを共感できるまちです。「暮らしやすいまち」「住み続けたいまち」に住民は愛着を感じます。さらに、住みたくなくなるだけでなく、「訪れたいまち」「選ばれるまち」は、住んでいる人が自分たちのまちに誇りを持っているまちです。だれもが愛着と誇りを共有できるまちをめざします。

(3) 政策分野別の「あるべき姿」

【策定の視点】

将来像を政策分野別に具現化し、いたばし未来創造プランで掲げた「魅力創造発信都市」と「安心安全環境都市」の2つの都市像を踏まえつつ、「9つのまちづくりビジョン」を掲げて、概ね10年後の「あるべき姿」をわかりやすく表現し、共有します。

① 子育て分野：「子育て安心」ビジョン

【概ね10年後の「あるべき姿」】

子育てするすべての家庭を支えるため、地域団体や事業者、企業、大学など恵まれた地域資源が連携し、子育てしやすい環境が整う中で、地域に見守られながら安心して子どもを産み育てることができ、親子がともに成長しています。

男女を問わず、仕事と家庭の両立などライフスタイルに応じて子どもを育てることができ、ゆとりをもって生活を楽しむことができます。

子どもたちが安心して安全に過ごすことができる居場所が整っており、すくすくと未来を担う子どもたちが成長しています。

② 教育分野：「魅力ある学び支援」ビジョン

【概ね10年後の「あるべき姿」】

安心・安全で魅力的な学校環境の中で、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育てています。その中で、子どもたちの21世紀社会を担うためにたくましく生きる力が教育を通してはぐくまれています。

教員は研究に励みながら質の高い授業に努め、子どもたちと向きあいながら指導力を発揮し、魅力ある学校づくりが進んでいます。

生涯を通じて学び、教えあう環境が整っており、生涯学習によって「ひと」と「ひと」、「ひと」と「まち」をつなぐコミュニティが形成されています。

③ 健康分野：「豊かな健康長寿社会」ビジョン

【概ね10年後の「あるべき姿」】

数多く立地する医療機関や健康・医療機器関連企業など23区でも恵まれた地域資源を活かしながら、生活の質の向上と健康寿命の延伸をめざし、区民一人ひとりがライフステージに応じた健康づくりに取り組んでいます。

高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら、元気に仕事をしたり、地域で活動したりしています。高齢者を活かすまちづくりによって、地域課題の解決や高齢者自身の健康づくりにもつながり、豊かさを実感できる社会が実現しています。

④ 福祉・介護分野：「安心の福祉・介護」ビジョン

【概ね 10 年後の「あるべき姿」】

地域で活発に活動する民生委員や町会・自治会、NPO・ボランティア、数多く立地する医療機関、介護事業者などの地域資源が連携し、多様な主体によるネットワークに支えられ、高齢者が孤立せず、介護や生活支援などが必要になったり、認知症になったりしても、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケア^{※1}のまちが実現しています。

また、障がいがある方や、生活に困る状況にある方でも、地域で安心して住み続けられる支えあいと自立を支援するセーフティネットが充実しています。

※1: 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることを指します。

⑤ 文化・スポーツ分野：「心躍るスポーツ・文化」ビジョン

【概ね 10 年後の「あるべき姿」】

中山道の宿場町として街道文化がはぐくまれてきた歴史や、国の重要無形民俗文化財にも指定されている徳丸や赤塚の田遊びなどの伝統を大切にしながら、文化芸術を創造し、楽しみ、つなぐまちが実現しています。

「もてなしの心」で言葉や文化の違いを認め合い、外国人とともに暮らしたり、多様に交流したりすることによって、様々な新しい価値や活力が生まれています。

スポーツを世界共通の文化として親しみ、様々な方法で楽しむことによって、健康で心豊かに暮らすことができるとともに、プロスポーツやトップアスリート、大学などによる地域に根差した活動が郷土に対する愛着と誇りを高め、まちに感動やにぎわいを生み出しています。

⑥ 産業分野：「光輝く板橋ブランド・産業活力」ビジョン

【概ね 10 年後の「あるべき姿」】

都内有数の産業集積地である優位性を存分に発揮し、戦後の区の成長を支えてきた光学・精密機器関連産業によって培われた技術力を背景に新しい産業が生まれ、「ものづくりの板橋」としてのブランドが定着しています。

企業や個性ある商店街、数多く立地する医療関連機関、大学や研究機関、農地などの地域資源や都市交流が活かされた産業活力・観光振興によって地域経済が活性化するとともに、様々な地域課題を解決しています。

生活と産業が共存・調和する環境の中から、新しい明日（価値）が生み出され、楽しく心豊かに暮らせるまちを実現しています。

⑦ 環境分野：「緑と環境共生」ビジョン

【概ね 10 年後の「あるべき姿」】

人と環境が共生するまち「エコポリス板橋」の実現に向けて、区民・事業者・行政の協働によるまちづくりが進んでいます。

地球温暖化を防ぐ省エネルギー化の取り組みや再生可能エネルギーなどの活用が進み、低炭素社会を実現するまちづくりが進んでいます。

区民一人ひとりや事業所のごみ減量・リサイクルに対する意識が高く、地域全体で取り組みが進み、資源循環型社会が実現しています。

武蔵野台地の面影を残す徳丸・赤塚の樹林地、広大な河川敷を有する荒川や美しい桜並木に彩られる石神井川など、水と緑やきれいな空気に囲まれ、生物の多様性が保全されるなど、自然環境との共生が進んでいます。

⑧ 防災・危機管理分野：「万全な備えの安心・安全」ビジョン

【概ね 10 年後の「あるべき姿」】

自助・共助・公助の連携によって防災・防犯対策が充実し、災害や犯罪などのリスクが低減され、安心して暮らせる地域コミュニティとネットワークが形成されています。

倒れない、燃え広がらないまちづくりが進み、災害が起こっても助け合いながら行動できる安心感があります。

新たな感染症などによる健康危機への対策が充実し、区民の健康に関する安全と安心が確保されています。

⑨ 都市づくり分野：「快適で魅力あるまち」ビジョン

【概ね 10 年後の「あるべき姿」】

都心に短時間でアクセスできる鉄道路線などを活かしながら、地域特性を踏まえ、駅周辺や商店街などを中心に快適に生活や移動ができるまちづくりが進み、にぎわいや交流を生み出しています。

すべての人々が快適かつ安全に利用できるユニバーサルデザイン^{※2}のまちづくりが進み、暮らしやすい住環境や安心して歩行や移動ができる安全が確保されています。

安全面や快適性などにも配慮しながら、情緒あるまちなみなど美しい景観を創出し、未来へつなぐまちづくりが地域で進んでいます。

※2:年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの方が利用可能であるようなデザインを利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることを指します。

(4) 基本構想を実現するための方策

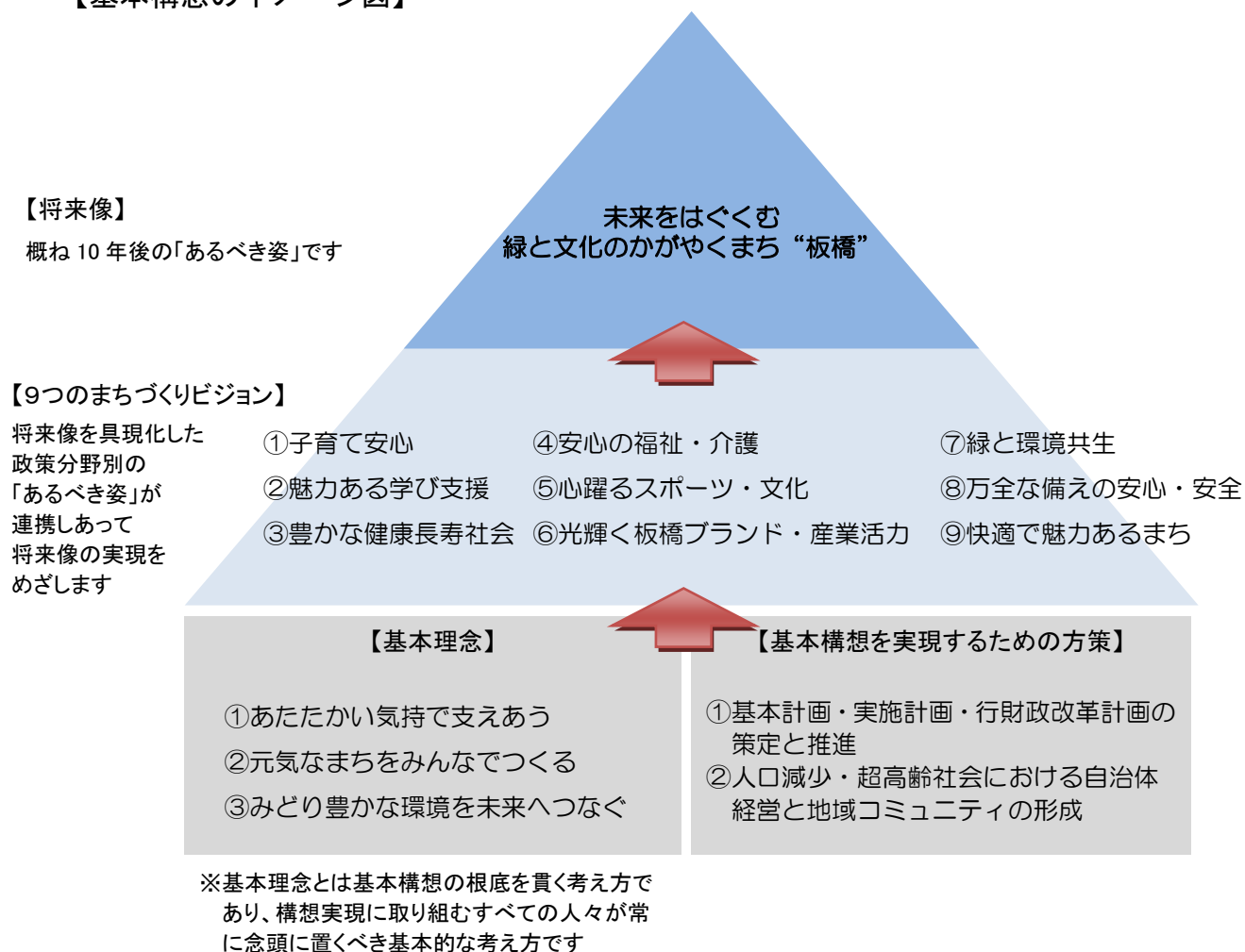
① 基本計画・実施計画・行財政改革計画の策定と推進

基本構想の実現に向けて、区は基本計画を策定し、平成28年度から10年間で取り組む施策の方向性を示すとともに、短期的なアクションプログラムとして実施計画とその原動力となる行財政改革計画を策定して、着実に推進していく必要があります。

② 人口減少・超高齢社会における自治体経営と地域コミュニティの形成

少子高齢化が一層進行していく中で、これまで行政が担ってきた公共サービスの民間開放や情報公開・ICT^{※3}化を進めるとともに、個人や地域、事業者、関係機関などが協働して地域課題を自ら積極的に解決していける持続可能なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

【基本構想のイメージ図】



※3:Information and Communication Technology (情報通信関連技術)の略。情報・通信に関連する技術一般の総称で、一般的に使われている「IT(Information Technology)」とほぼ同様の意味ですが、Communication(通信)という言葉が指すように、「IT」に比べ、通信を利用した情報・知識の共有という点が強調されています。

4 新たな基本計画に盛り込むべき施策のあり方

(1) 政策分野別の「あるべき姿」を実現する施策のあり方

基本構想で定める政策分野別の「あるべき姿」を実現するために、区が基本計画で定める「施策のあり方」を示します。区は、審議会答申の「施策のあり方」を踏まえ、基本計画に盛り込む施策の方向性を検討します。

① 子育て分野：「子育て安心」ビジョン

(施策のあり方)

- 町会・自治会、商店街、事業者、企業、大学、ボランティア・NPO、元気な高齢者など地域ぐるみで子どもを見守り、子育て家庭を支えあう体制の構築
- 地域性などを総合的に活かした幼児教育・保育及び子育て支援の提供
- 待機児解消などによる仕事と家庭の両立支援とワーク・ライフ・バランスの推進
- ひとり親家庭への支援や児童虐待防止などセーフティネットの充実
- 子どもを産み育てやすい環境整備と子育て世帯の転入を促す魅力発信
- 子どもが地域で安心・安全に過ごせる環境の整備

② 教育分野：「魅力ある学び支援」ビジョン

(施策のあり方)

- 子どもの学ぶ力・学び続ける力、豊かな心、健やかな体の育成
- 変化の激しい社会をたくましく生きる力の養成
- 個に応じた特別支援教育の充実
- 子どもの貧困の連鎖対策
- 学校・家庭・地域における教育力の向上と連携
- 大学との連携による教育力の向上
- 保幼小中の連携による一貫した教育の推進
- 安心・安全で魅力的な教育環境の整備
- ICT化やグローバル化に対応した学習環境の充実
- 学齢期の子育て世帯への魅力発信
- 青少年の居場所づくりと健全育成
- ライフステージに応じた学習機会の充実と環境の整備

③ 健康分野：「豊かな健康長寿社会」ビジョン

(施策のあり方)

- 生活習慣の改善による病気にならない身体づくり
- 疾病の早期発見・早期治療の推進
- ライフステージに応じた主体的な健康づくりの推進
- 健康を支え、守るための環境の整備
- 医療機関、健康・医療関連企業や大学・研究機関との連携
- 元気な高齢者を社会の担い手として捉え、就労・地域活動・社会貢献活動など社会参画を推進する体制の構築

④ 福祉・介護分野：「安心の福祉・介護」ビジョン

(施策のあり方)

- 孤立を防ぐネットワークの構築
- ひとりぐらし高齢者または高齢者のみ世帯対策の充実
- 高齢者の介護予防・認知症予防の推進
- 認知症になっても地域で安心して生活できる体制の構築
- 介護が必要になっても適切なサービスが受けられる体制の構築
- 医療・介護・福祉の連携の推進
- 介護や支援が必要な高齢者の住まいや生活に対する不安の解消
- 障がい者の地域移行と支えあいの推進
- 障がい者の就労の促進
- 発達障がい者（児）と家族の自立への支援の充実
- 生活困窮者・生活保護受給者の自立への支援の促進

⑤ 文化・スポーツ分野：「心躍るスポーツ・文化」ビジョン

(施策のあり方)

- 文化芸術創造活動に対する支援と文化芸術へいざなう機会の充実
- 伝統文化・歴史的文化財の活用と次世代への継承
- 友好・姉妹都市との交流促進
- 多言語・多文化対応など外国人の生活・コミュニケーション支援の充実
- 平和意識の醸成
- 区民のだれもがスポーツに親しみ、参画することを促進
- スポーツによる地域の活性化や一体感の創出
- 運動しやすい環境の整備と体育施設の効果的・効率的な活用

⑥ 産業分野：「光輝く板橋ブランド・産業活力」ビジョン

(施策のあり方)

- 創業しやすい環境の創出と産業集積の維持・立地促進
- 生活と産業が調和したまちづくりの推進
- 地域資源の積極的な活用による新たな価値の創造
- 大学や研究機関との連携による人材の育成と企業支援
- 企業経営の安定化と競争力の強化
- 事業承継の促進
- 地域コミュニティの担い手としての商店街機能の強化
- 魅力的で個性ある商店街の活性化
- 農地保全と農の活用
- 「もてなしの心」による魅力ある観光振興と都市交流の推進
- 女性や若年者の雇用・生活の安定確保
- 消費生活情報の効果的な発信による意識啓発と相談体制の充実

⑦ 環境分野：「緑と環境共生」ビジョン

(施策のあり方)

- スマートシティ^{※4}の考え方を取り入れた施策の推進

※4: 情報通信技術の活用や多様な施策を組み合わせることによって、既存資源・ポテンシャルを効率化・最適化(スマート化)し、地域価値の向上と都市の再生をめざす次世代のまちづくりの考え方のことを指します。

- 自然の恵みを活かしたエネルギーなど再生可能エネルギーの利用促進
- 環境教育の推進と人材の育成
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- 大気汚染や騒音などの公害抑制と環境美化による快適で健康的な生活環境の維持・確保
- 緑と公園が充実した魅力的な環境の維持・創出
- 自然環境や生物多様性の保全と共生の促進

⑧ 防災・危機管理分野：「万全な備えの安心・安全」ビジョン
 （施策のあり方）

- 自助・共助・公助の連携による地域防災力の向上
- 避難行動要支援者などへの支援体制の整備
- 危機管理・災害対応力向上と情報伝達体制の充実
- 新たな感染症など健康危機対策の充実
- 災害に強い市街地整備の促進
- 空き家や老朽建築物対策の推進
- 地域が一体となった犯罪抑止力の強化

⑨ 都市づくり分野：「快適で魅力あるまち」ビジョン
 （施策のあり方）

- にぎわいと交流のある魅力的なまちづくりの推進
- 駅周辺や商店街を中心にコンパクトなまちづくりの推進
- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 道路・交通ネットワークの整備促進
- 歩行者の安全確保
- 多様で良質な住まい・住環境の確保
- 高齢者・障がい者などの住宅セーフティネットの充実
- 美しいまちなみ景観の推進

（２）施策・組織横断的に協働・連携する戦略の必要性

基本構想で掲げた将来像を実現するためには、政策分野別における施策間の連携はもとより、関係する多様な主体が協働・連携する関係を築くことが重要です。さらには、ターゲット（対象）を明確にして限られた資源を集中投下する戦略を立て、政策分野や組織を越えて横断的に取り組むことが必要です。

例えば、子育て世代にとっては、出産から子どもの成長過程において、子育て、教育、医療、福祉など総合的な支援が必要であり、これら各分野における行政内部や関係機関との連携はもとより、地域や事業者、企業、大学、NPO・ボランティアなどの支えが必要です。さらには、商店街による子育て支援、工場によるものづくり体験、外出しやすいまちづくりなどによって、質の高い多様な教育の機会が与えられます。

一方、2020年（平成32年）には、区の人口の4人に1人以上が高齢者になると推計されていますが、このことは必ずしも悲観的な側面ばかりではなく、見方を変えると、知識と経験豊富な元気高齢者が今までよりも多く日中に地域で暮らしている社会になるということでもあります。この方々が地域で生きがいを持って活躍できる仕組みができれば、より心豊かな社会が実現できます。

このためには、日常生活を支障なく過ごせる健康寿命を可能な限り長くする必要があり、高齢者の健康づくり、文化・スポーツ活動、介護・認知症予防、生涯学習、生きがい就労、地域活動、ボランティア活動、子育て支援などの様々な施策が連携することによって、より高い効果が期待できます。

これら以外にも、環境に配慮したまちづくり(スマートシティ)の推進など、政策分野を越えて横断的に取り組んでいく中長期的な戦略を基本計画に盛り込んで実践していくことが重要です。

(3) 地域特性を活かしたまちづくり

各政策分野に共通する施策のあり方として、地域特性を活かした施策展開が重要です。

板橋区は板橋地域、常盤台地域、志村地域、赤塚地域、高島平地域の5地域において、それぞれ特色ある都市環境や歴史を持っています。それぞれの地域の特性とそれらを活かしたまちづくりの方向性について、基本計画に盛り込んでいくことが必要です。

(4) 基本計画を推進する区政経営のあり方

上記(1)から(3)の施策のあり方を踏まえて区は基本計画を策定し、安心で豊かな区民の暮らしと地域経済が活性化するまちづくりを進めることによって、基本構想で定める将来像と政策分野別の「あるべき姿」の実現をめざします。

一方、区の財政を取り巻く環境は、少子高齢化の進行などによって低成長経済が続くこと、歳入が大幅に増えることは予測しがたい一方で、社会保障経費や公共施設の老朽化に伴う更新経費などの歳入が増えることが想定され、引き続き厳しい状況が続くと考えられます。

このような状況を乗り越えていくため、区では平成25年1月に「いたばし未来創造プラン」を策定し、生産年齢人口(15歳~64歳)の増加と定住化を促す成長戦略と経営構造改革を掲げ、次期基本計画へとつなげていくべきものとして推進しています。この考え方を継承し、区政の持続的な発展を可能とするため、今後10年にわたって板橋の“強み”を活かしながら戦略的に展開する施策の方向性を明らかにするとともに、真に必要な行政サービスの確保により住民福祉の向上を図りつつ、単なる縮小均衡を繰り返すばかりではない健全な収支均衡型の財政基盤^{※5}の確立をめざすことが必要です。

そのためには、税収はもとより、税外収入など新たな歳入の確保に努めるとともに、経営の質の向上や魅力ある公共施設への再編・整備などを進め、ICT化と情報公開によって業務革新と区民参加を推進する行政経営の視点を持つことが重要です。

また、地域で活動する様々な主体との協働や大学・研究機関などとの連携をさらに進め、地域にある新しい発想を発掘しながら地域資源を有効活用するとともに、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概にあふれた自助・

※5: 当該年度において支出すべき経費を、当該年度における収入によって賄う財政運営を原則とし、単年度の収入と支出のバランスがとれた安定した財政基盤のことを指します。

共助によるまちづくりを進め、地域において区民・事業者・団体などが協働して主体的に地域課題を解決できるコミュニティの形成を支援することによって、区民同士の協働を促していく地域経営の視点も必要です。

さらには、都市としてのイメージを高め、住みたい・訪れたいと思わせる魅力を創造し発信する戦略的なシティプロモーション^{※6}や都市構造の再編・整備に取り組み、生産年齢人口の定住化による税収増などを図る都市経営の視点も不可欠です。

平成26年、国は「50年後（2060年代）に1億人程度の人口を維持する」という国家目標を初めて打ち出すなど、人口減少克服・地方創生という構造的な課題に正面から取り組む機運が高まっています。板橋区においても、交流都市など全国の地方自治体と連携し、共存共栄を図りながら持続可能な成長・発展をめざしていかなければなりません。

また、地方分権改革の推進によって、基礎自治体の権限と責任は拡大しています。今後も権限に見合った財源を確保しながら自治権拡充に努めていく必要があります。

このような区政経営にあたっては、特に、区職員に柔軟な発想や協働によって課題を解決していく能力が求められるなど、全体の奉仕者として住民福祉の向上をめざす高い使命感を持って果敢に挑戦する区役所の人づくり・組織づくりが重要です。

※6: 区の情報公開を一層推し進めるとともに、区の有する地域資源をブランド化し、戦略的に発信することにより、魅力ある地域社会の形成をめざす広報活動のことを指します。

参考資料

- 東京都板橋区長期基本計画審議会条例
- 板橋区長期基本計画審議会委員名簿
- 諮問書（写）
- 審議経過・今後の審議スケジュール（予定）
- 「9つのまちづくりビジョン」と「施策のあり方」
- 板橋区の基礎データ

○東京都板橋区長期基本計画審議会条例

昭和48年3月15日東京都板橋区条例第2号

(設置)

第1条 東京都板橋区の長期基本計画に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として東京都板橋区長期基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、長期基本計画の策定について、必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき区長が委嘱又は任命する委員35人以内をもつて組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 公募による者
- (4) 区に勤務する職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問事項の審議が終了したときまでとする。

(会長の選任及び権限)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

板橋区長期基本計画審議会 委員名簿

※敬称略、50音順

(任期：平成26年8月4日～)

| | 役職 | 氏名 | 所属団体等 |
|---------|------|---------|--------------------------------|
| 学識経験者 | 会長 | 岡田 匡令 | 淑徳大学名誉教授 |
| | 会長代理 | 小澤 一郎 | 公益財団法人都市づくりパブリックデザインセンター理事長 |
| | 委員 | 秋田 喜代美 | 東京大学大学院教育学研究科教授 |
| | 委員 | 秋山 弘子 | 東京大学高齢社会総合研究機構特任教授 |
| | 委員 | 大森 整 | 独立行政法人理化学研究所主任研究員 |
| | 委員 | 辻 秀一 | プロバスケットボール 東京エクセレンス 代表/GM (医師) |
| | 委員 | 八藤 後 猛 | 日本大学理工学部まちづくり工学科教授 |
| 区内団体代表者 | 委員 | 秋葉 芳枝 | 板橋区立板橋第五小学校PTA会長 |
| | 委員 | 天木 聡 | 公益社団法人板橋区医師会会長 |
| | 委員 | 北村 秀子 | 板橋区立板橋第五中学校PTA副会長 |
| | 委員 | 木村 繁夫 | 東京あおば農業協同組合・板橋区都市農政推進協議会会長 |
| | 委員 | 河野 寛 | 社会福祉法人板橋区社会福祉協議会会長 |
| | 委員 | 佐々木 善光 | 一般社団法人板橋産業連合会副会長 |
| | 委員 | 下田 賢司 | 公益財団法人板橋区体育協会会長 |
| | 委員 | 鈴木 孝雄 | 板橋区町会連合会会長 |
| | 委員 | 関口 雅美樹 | 板橋区文化団体連合会副会長 |
| | 委員 | 原田 曠暉 | 板橋区商店街連合会会長 |
| | 委員 | 深町 聰子 | 板橋区民生・児童委員協議会高島平地区会長 |
| | 委員 | 星野 直美 | 板橋区私立幼稚園PTA連合会会長 |
| | 公募委員 | 委員 | 柏原 典雄 |
| 委員 | | 松村 良子 | 公募区民 |
| 委員 | | 陸川 キヨシ | 公募区民 |
| 区議会議員 | 委員 | 茂野 善之 | 板橋区議会議長 |
| | 委員 | 中野 くにひこ | 板橋区議会副議長 |
| | 委員 | おなだか 勝 | 板橋区議会議員 |
| | 委員 | かなざき 文子 | 板橋区議会議員 |
| | 委員 | 坂本 あずまお | 板橋区議会議員 |
| | 委員 | なんば 英一 | 板橋区議会議員 |
| | 委員 | 松島 道昌 | 板橋区議会議員 |
| 職員 | 委員 | 安井 賢光 | 板橋区副区長 |
| | 委員 | 橋本 正彦 | 板橋区教育長 |

(写)

26板政企第53号

板橋区長期基本計画審議会

東京都板橋区長期基本計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

平成26年8月4日

板橋区長 坂本 健

《諮問事項》

- 1 新たな板橋区基本計画に盛り込むべき施策について
- 2 板橋区基本構想について

《趣 旨》

現在の板橋区基本構想（以下「基本構想」）は、平成17年10月に、おおむね20年後の区の将来像を「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」と定め、区議会の議決を経て策定いたしました。この基本構想の実現をめざして、平成18年1月に板橋区基本計画（以下「基本計画」）を策定し、これまで着実に施策を推進してまいりましたが、基本計画の計画期間が平成27年度をもって終了となることから、平成28年度を初年度とする新たな基本計画を策定する必要があります。

区を取り巻く社会経済環境は、基本計画の策定以降、少子高齢化の進行や世界同時不況に端を発した長期にわたる景気の低迷、東日本大震災の発生、社会保障費の増大や公共施設の老朽化に伴う更新費用の急増、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、著しく変化しております。

このような中、区では、選択と集中による重点政策と経営革新に取り組むとともに、中長期的な視点から、生産年齢人口を増やし定住化を促すための成長戦略と経営構造改革を掲げた「いたばし未来創造プラン」を平成25年1月に策定し、複雑化・高度化する行政課題の解決に向けて取り組んでまいりました。

さらに、今後本格化していく人口減少・超高齢社会の到来などを想定し、将来にわたって区政の持続的な発展を可能とする施策を長期的な視点から戦略的かつ重点的に展開していく必要があります。そして、「自助・共助・公助」による安心・安全なまちづくりを進め、『東京で一番住みたくなるまち』をめざしてまいりたいと考えております。

以上を踏まえ、新たな基本計画に盛り込むべき施策についてご審議を賜りますようお願い申し上げます。併せまして、策定から10年目の折り返し点を迎えることとなる基本構想につきましても、引き続き今後の区の望ましい将来像とその実現に向けた目標としての有効性等を備えているかを検証していただき、ご意見をお伺いいたします。

審議経過

(長期基本計画審議会)

| 回 | 月日 | 審議事項 |
|-----|-------------------|--|
| 第1回 | 平成26年 8月4日(月) | (委嘱状伝達式) ○審議の進め方 ○区の現況について |
| 第2回 | 9月4日(木) | ○平成25年度板橋区区民意識意向調査の結果について ○板橋区区民検討会の結果報告について ○現基本構想の検証 |
| 第3回 | 10月8日(水) | ○政策分野別課題の検討① (健康、高齢、スポーツ、生涯学習) |
| 第4回 | 11月6日(木) | ○政策分野別課題の検討② (産業・観光、就労・消費生活、文化・国際交流) |
| 第5回 | 12月5日(金) | ○政策分野別課題の検討③ (子育て、教育、男女平等、障がい・生活福祉) |
| 第6回 | 平成27年 1月26日(月) | ○政策分野別課題の検討④ (防犯・防災、都市づくり) |
| 第7回 | 1月28日(水) | ○政策分野別課題の検討⑤ (環境、コミュニティ・区政経営) |
| 第8回 | 2月20日(金) | ○中間答申の素案について |
| 第9回 | 3月27日(金) | ○中間答申(案)について |

(起草委員会) ※会長を除く学識経験者6名で構成

| 回 | 月日 | 審議事項 |
|-----|-------------------|--|
| 第1回 | 平成27年 1月20日(火) | ○政策分野別課題検討の意見整理について ○中間答申の構成・イメージについて |
| 第2回 | 3月3日(火) | ○中間答申(案)について |

今後の審議スケジュール

| | |
|---------|--|
| 平成27年4月 | (パブリックコメント：中間答申に対する区民意見の募集) |
| 6月～9月 | ○基本構想(案)・基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案) ○最終答申 |

(参考)「9つのまちづくりビジョン」と「施策のあり方」

| 基本構想 | | 基本計画 |
|----------------|--|---|
| 「9つのまちづくりビジョン」 | | 「施策のあり方」 |
| 20 | <p>子育て分野：「子育て安心」ビジョン</p> <p>子育てするすべての家庭を支えるため、地域団体や事業者、企業、大学など恵まれた地域資源が連携し、子育てしやすい環境が整う中で、地域に見守られながら安心して子どもを産み育てることができ、親子がともに成長しています。</p> <p>男女を問わず、仕事と家庭の両立などライフスタイルに応じて子どもを育てることができ、ゆとりをもって生活を楽しむことができます。</p> <p>子どもたちが安心して安全に過ごすことができる居場所が整っており、すくすくと未来を担う子どもたちが成長しています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会、商店街、事業者、企業、大学、ボランティア・NPO、元気な高齢者など地域ぐるみで子どもを見守り、子育て家庭を支えあう体制の構築 ○地域性などを総合的に活かした幼児教育・保育及び子育て支援の提供 ○待機児解消などによる仕事と家庭の両立支援とワーク・ライフ・バランスの推進 ○ひとり親家庭への支援や児童虐待防止などセーフティネットの充実 ○子どもを産み育てやすい環境整備と子育て世帯の転入を促す魅力発信 ○子どもが地域で安心・安全に過ごせる環境の整備 |
| | <p>教育分野：「魅力ある学び支援」ビジョン</p> <p>安心・安全で魅力的な学校環境の中で、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育てています。その中で、子どもたちの21世紀社会を担うためにたくましく生きる力が教育を通してはぐくまれています。</p> <p>教員は研究に励みながら質の高い授業に努め、子どもたちと向きあいながら指導力を発揮し、魅力ある学校づくりが進んでいます。</p> <p>生涯を通じて学び、教えあう環境が整っており、生涯学習によって「ひと」と「ひと」、「ひと」と「まち」をつなぐコミュニティが形成されています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの学ぶ力・学び続ける力、豊かな心、健やかな体の育成 ○変化の激しい社会をたくましく生きる力の養成 ○個に応じた特別支援教育の充実 ○子どもの貧困の連鎖対策 ○学校・家庭・地域における教育力の向上と連携 ○大学との連携による教育力の向上 ○保幼小中の連携による一貫した教育の推進 ○安心・安全で魅力的な教育環境の整備 ○ICT化やグローバル化に対応した学習環境の充実 ○学齢期の子育て世帯への魅力発信 ○青少年の居場所づくりと健全育成 ○ライフステージに応じた学習機会の充実と環境の整備 |

| 基本構想 | | 基本計画 |
|----------------|--|---|
| 「9つのまちづくりビジョン」 | | 「施策のあり方」 |
| 3 | 健康分野：「豊かな健康長寿社会」ビジョン 数多く立地する医療機関や健康・医療機器関連企業など23区でも恵まれた地域資源を活かしながら、生活の質の向上と健康寿命の延伸をめざし、区民一人ひとりがライフステージに応じた健康づくりに取り組んでいます。 高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら、元気に仕事をしたり、地域で活動したりしています。高齢者を活かすまちづくりによって、地域課題の解決や高齢者自身の健康づくりにもつながり、豊かさを実感できる社会が実現しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣の改善による病気にならない身体づくり ○疾病の早期発見・早期治療の推進 ○ライフステージに応じた主体的な健康づくりの推進 ○健康を支え、守るための環境の整備 ○医療機関、健康・医療関連企業や大学・研究機関との連携 ○元気な高齢者を社会の担い手として捉え、就労・地域活動・社会貢献活動など社会参画を推進する体制の構築 |
| | 福祉・介護分野：「安心の福祉・介護」ビジョン 地域で活発に活動する民生委員や町会・自治会、NPO・ボランティア、数多く立地する医療機関、介護事業者などの地域資源が連携し、多様な主体によるネットワークに支えられ、高齢者が孤立せず、介護や生活支援などが必要になったり、認知症になったりしても、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケア ^{*1} のまちが実現しています。 また、障がいがある方や、生活に困る状況にある方でも、地域で安心して住み続けられる支えあいと自立を支援するセーフティネットが充実しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ○孤立を防ぐネットワークの構築 ○ひとりぐらし高齢者または高齢者のみ世帯対策の充実 ○高齢者の介護予防・認知症予防の推進 ○認知症になっても地域で安心して生活できる体制の構築 ○介護が必要になっても適切なサービスが受けられる体制の構築 ○医療・介護・福祉の連携の推進 ○介護や支援が必要な高齢者の住まいや生活に対する不安の解消 ○障がい者の地域移行と支えあいの推進 ○障がい者の就労の促進 ○発達障がい者（児）と家族の自立への支援の充実 ○生活困窮者・生活保護受給者の自立への支援の促進 |

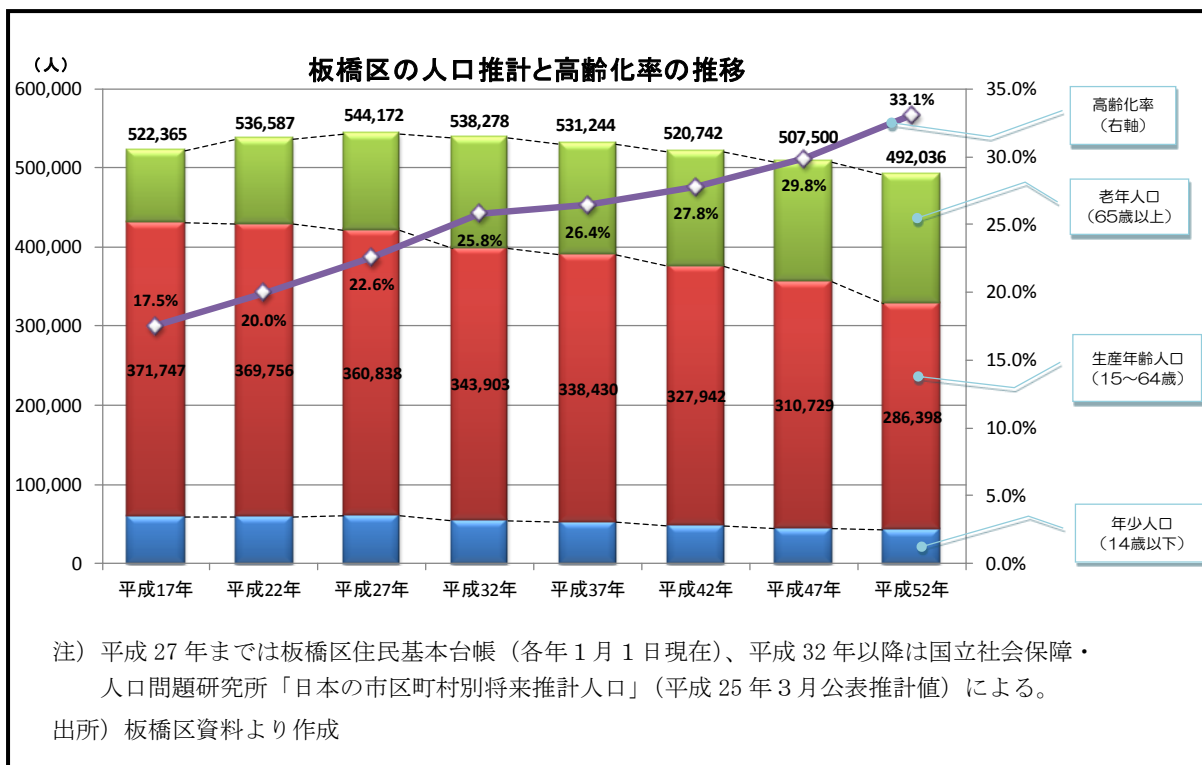
| 基本構想 | | 基本計画 |
|----------------|--|--|
| 「9つのまちづくりビジョン」 | | 「施策のあり方」 |
| 5 | <p>文化・スポーツ分野：「心躍るスポーツ・文化」ビジョン</p> <p>中山道の宿場町として街道文化がはぐくまれてきた歴史や、国の重要無形民俗文化財にも指定されている徳丸や赤塚の田遊びなどの伝統を大切にしながら、文化芸術を創造し、楽しみ、つなぐまちが実現しています。</p> <p>「もてなしの心」で言葉や文化の違いを認め合い、外国人とともに暮らし、多様に交流したりすることによって、様々な新しい価値や活力が生まれています。</p> <p>スポーツを世界共通の文化として親しみ、様々な方法で楽しむことによって、健康で心豊かに暮らすことができるとともに、プロスポーツやトップアスリート、大学などによる地域に根差した活動が郷土に対する愛着と誇りを高め、まちに感動やにぎわいを生み出しています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術創造活動に対する支援と文化芸術へいざなう機会の充実 ○伝統文化・歴史的文化財の活用と次世代への継承 ○友好・姉妹都市との交流促進 ○多言語・多文化対応など外国人の生活・コミュニケーション支援の充実 ○平和意識の醸成 ○区民のだれもがスポーツに親しみ、参画することを促進 ○スポーツによる地域の活性化や一体感の創出 ○運動しやすい環境の整備と体育施設の効果的・効率的な活用 |
| | <p>産業分野：「光輝く板橋ブランド・産業活力」ビジョン</p> <p>都内有数の産業集積地である優位性を存分に発揮し、戦後の区の成長を支えてきた光学・精密機器関連産業によって培われた技術力を背景に新しい産業が生まれ、「ものづくりの板橋」としてのブランドが定着しています。</p> <p>企業や個性ある商店街、数多く立地する医療関連機関、大学や研究機関、農地などの地域資源や都市交流が活かされた産業活力・観光振興によって地域経済が活性化するとともに、様々な地域課題を解決しています。</p> <p>生活と産業が共存・調和する環境の中から、新しい明日（価値）が生み出され、楽しく心豊かに暮らせるまちを実現しています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○創業しやすい環境の創出と産業集積の維持・立地促進 ○生活と産業が調和したまちづくりの推進 ○地域資源の積極的な活用による新たな価値の創造 ○大学や研究機関との連携による人材の育成と企業支援 ○企業経営の安定化と競争力の強化 ○事業承継の促進 ○地域コミュニティの担い手としての商店街機能の強化 ○魅力的で個性ある商店街の活性化 ○農地保全と農の活用 ○「もてなしの心」による魅力ある観光振興と都市交流の推進 ○女性や若年者の雇用・生活の安定確保 ○消費生活情報の効果的な発信による意識啓発と相談体制の充実 |
| 6 | | |

| 基本構想 | | 基本計画 |
|----------------|--|---|
| 「9つのまちづくりビジョン」 | | 「施策のあり方」 |
| 7 | <p>環境分野：「緑と環境共生」ビジョン</p> <p>人と環境が共生するまち「エコポリス板橋」の実現に向けて、区民・事業者・行政の協働によるまちづくりが進んでいます。</p> <p>地球温暖化を防ぐ省エネルギー化の取り組みや再生可能エネルギーなどの活用が進み、低炭素社会を実現するまちづくりが進んでいます。</p> <p>区民一人ひとりや事業所のごみ減量・リサイクルに対する意識が高く、地域全体で取り組みが進み、資源循環型社会が実現しています。</p> <p>武蔵野台地の面影を残す徳丸・赤塚の樹林地、広大な河川敷を有する荒川や美しい桜並木に彩られる石神井川など、水と緑やきれいな空気に囲まれ、生物の多様性が保全されるなど、自然環境との共生が進んでいます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○スマートシティの考え方を取り入れた施策の推進 ○自然の恵みを活かしたエネルギーなど再生可能エネルギーの利用促進 ○環境教育の推進と人材の育成 ○3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ○大気汚染や騒音などの公害抑制と環境美化による快適で健康的な生活環境の維持・確保 ○緑と公園が充実した魅力的な環境の維持・創出 ○自然環境や生物多様性の保全と共生の促進 |
| | <p>防災・危機管理分野：「万全な備えの安心・安全」ビジョン</p> <p>自助・共助・公助の連携によって防災・防犯対策が充実し、災害や犯罪などのリスクが低減され、安心して暮らせる地域コミュニティとネットワークが形成されています。</p> <p>倒れない、燃え広がらないまちづくりが進み、災害が起こっても助け合いながら行動できる安心感があります。</p> <p>新たな感染症などによる健康危機への対策が充実し、区民の健康に関する安全と安心が確保されています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○自助・共助・公助の連携による地域防災力の向上 ○避難行動要支援者などへの支援体制の整備 ○危機管理・災害対応力向上と情報伝達体制の充実 ○新たな感染症など健康危機対策の充実 ○災害に強い市街地整備の促進 ○空き家や老朽建築物対策の推進 ○地域が一体となった犯罪抑止力の強化 |

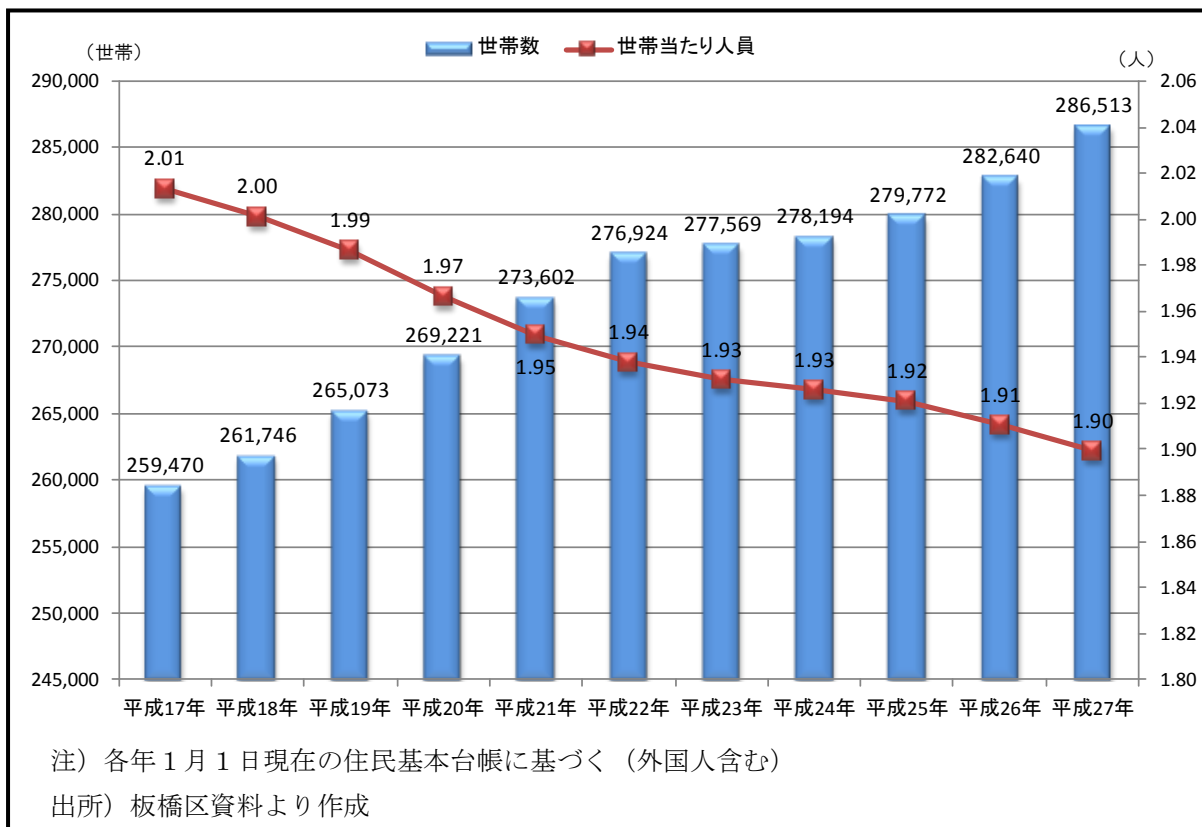
| 基本構想 | | 基本計画 |
|----------------|---|--|
| 「9つのまちづくりビジョン」 | | 「施策のあり方」 |
| 9 | 都市づくり分野：「快適で魅力あるまち」ビジョン | |
| | <p>地域特性都心に短時間でアクセスできる鉄道路線などを活かしながら、地域特性を踏まえ、駅周辺や商店街などを中心に快適に生活や移動ができるまちづくりが進み、にぎわいや交流を生み出しています。</p> <p>すべての人々が快適かつ安全に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりが進み、暮らしやすい住環境や安心して歩行や移動ができる安全が確保されています。</p> <p>安全面や快適性などにも配慮しながら、情緒あるまちなみなど美しい景観を創出し、未来へつなぐまちづくりが地域で進んでいます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○にぎわいと交流のある魅力的なまちづくりの推進 ○駅周辺や商店街を中心にコンパクトなまちづくりの推進 ○ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ○道路・交通ネットワークの整備促進 ○歩行者の安全確保 ○多様で良質な住まい・住環境の確保 ○高齢者・障がい者などの住宅セーフティネットの充実 ○美しいまちなみ景観の推進 |

○板橋区の基礎データ

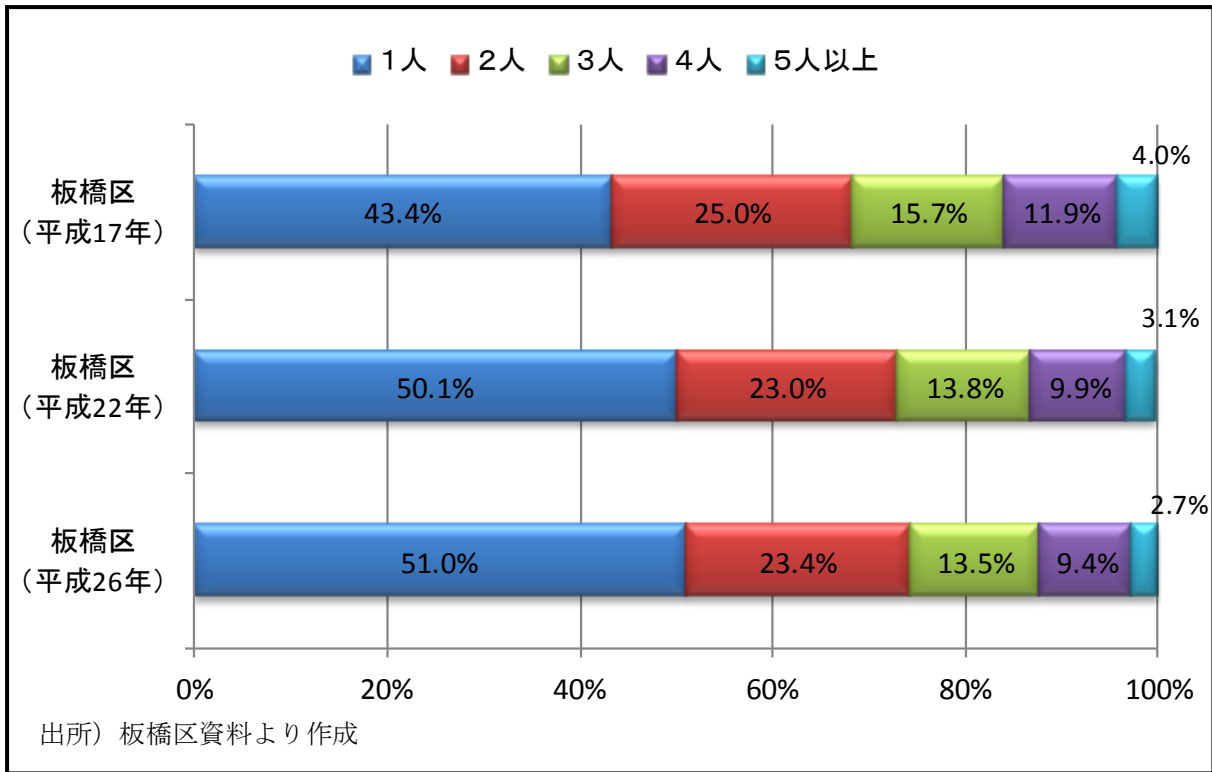
図表1 人口推計と高齢化率の推移



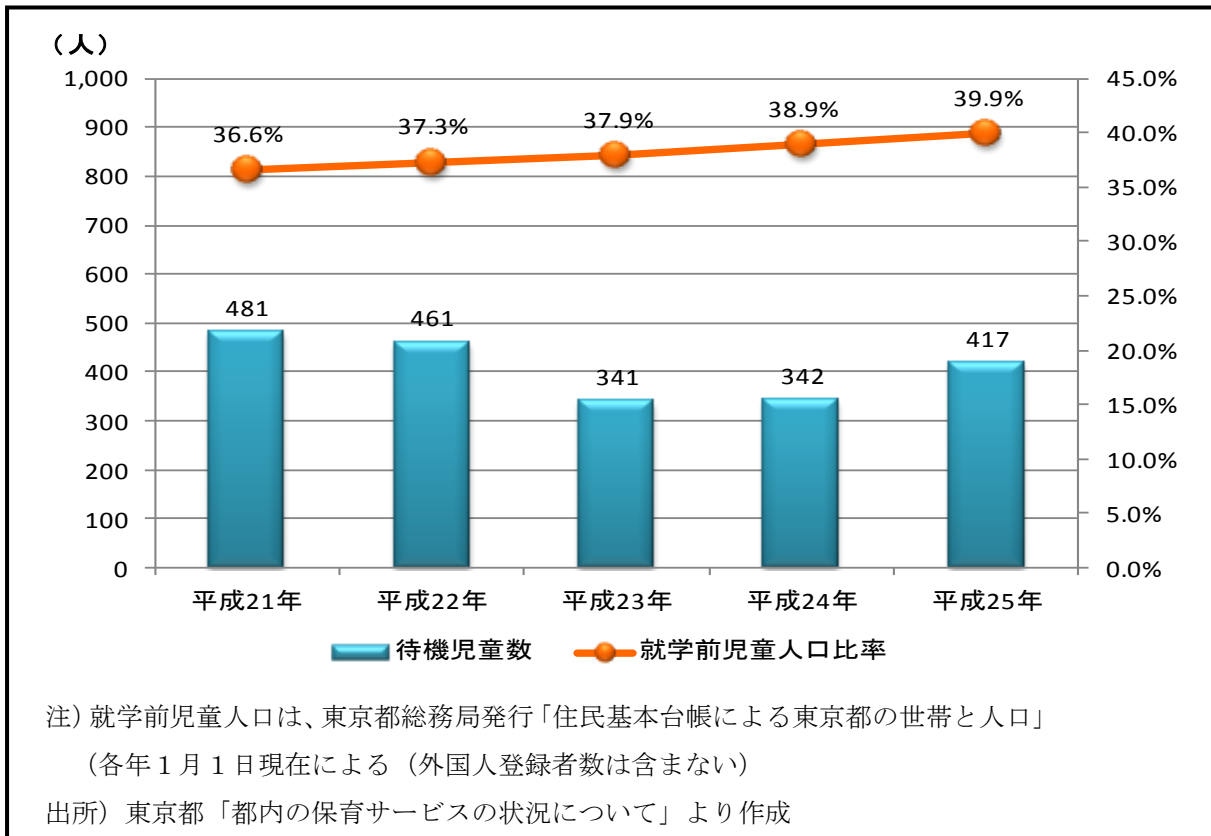
図表2 板橋区の世帯数と世帯規模の推移



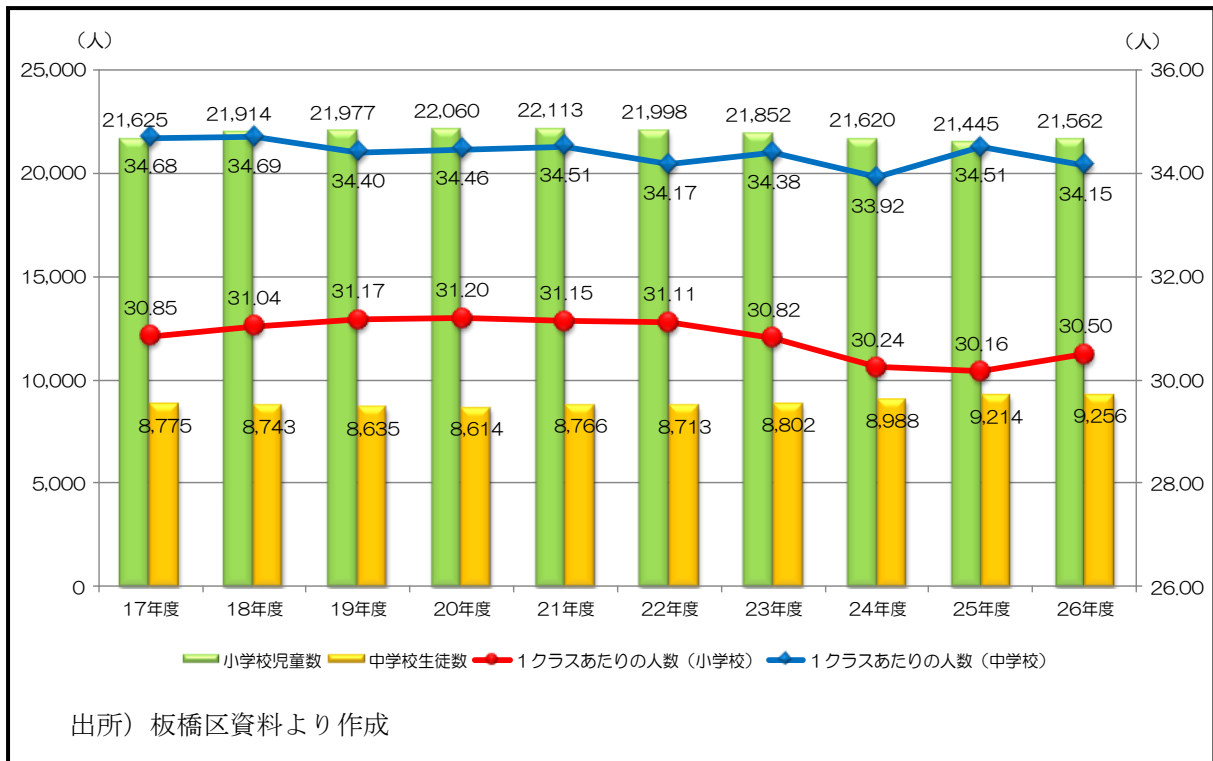
図表3 世帯規模別世帯の割合



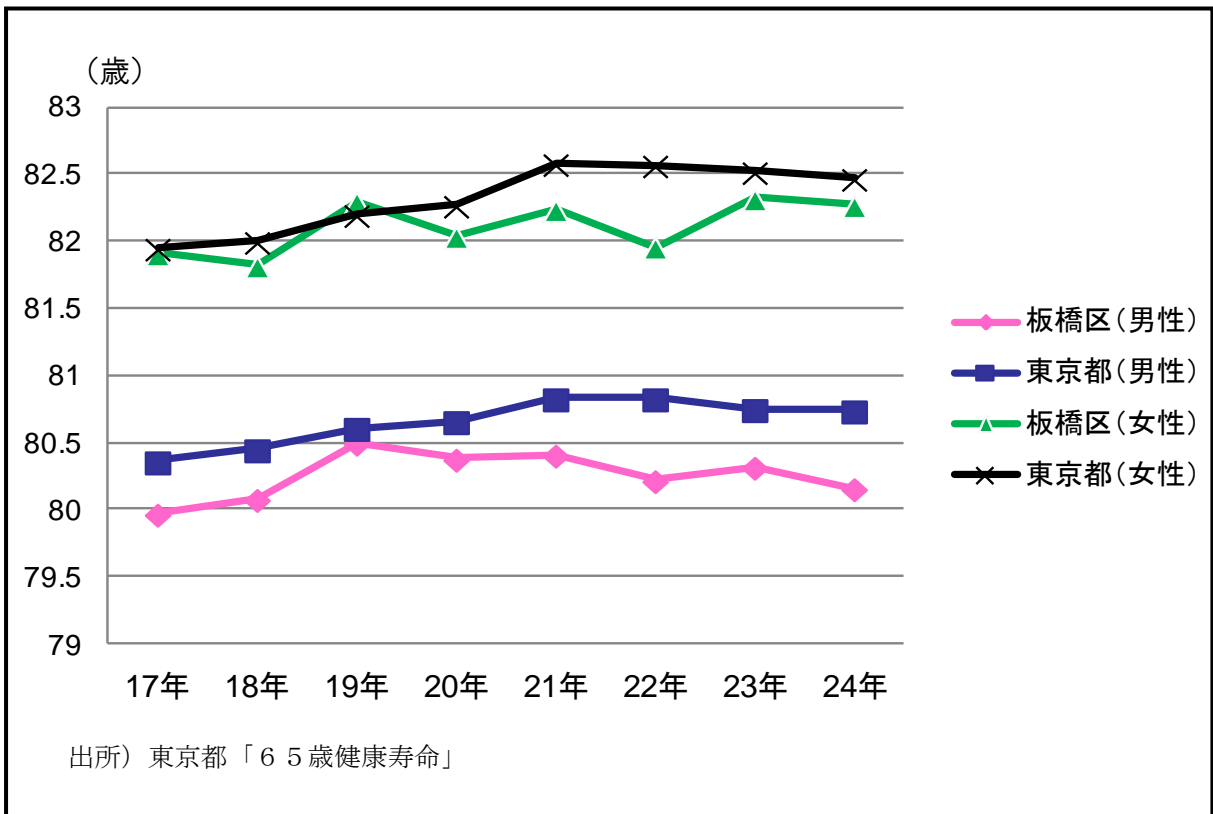
図表4 板橋区の待機児童数と就学前児童人口比率



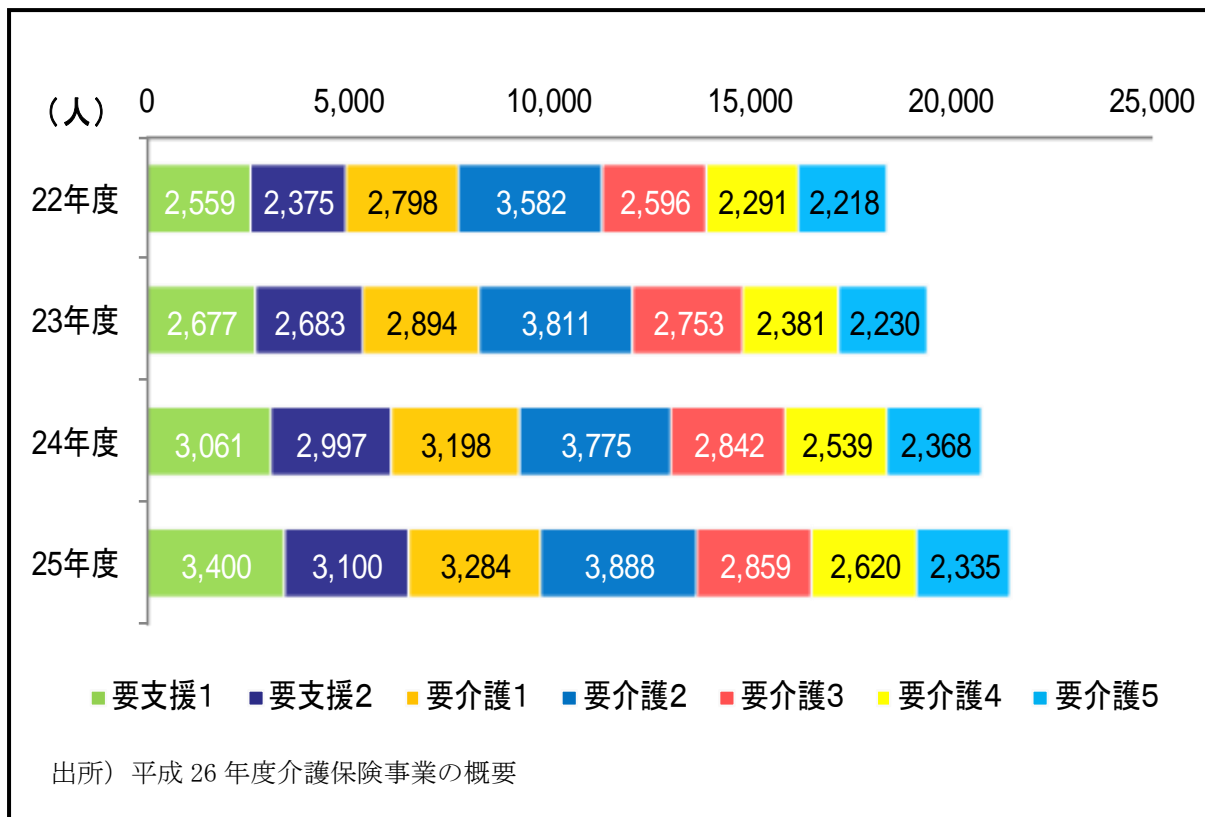
図表5 区立小学校児童数・中学校生徒数



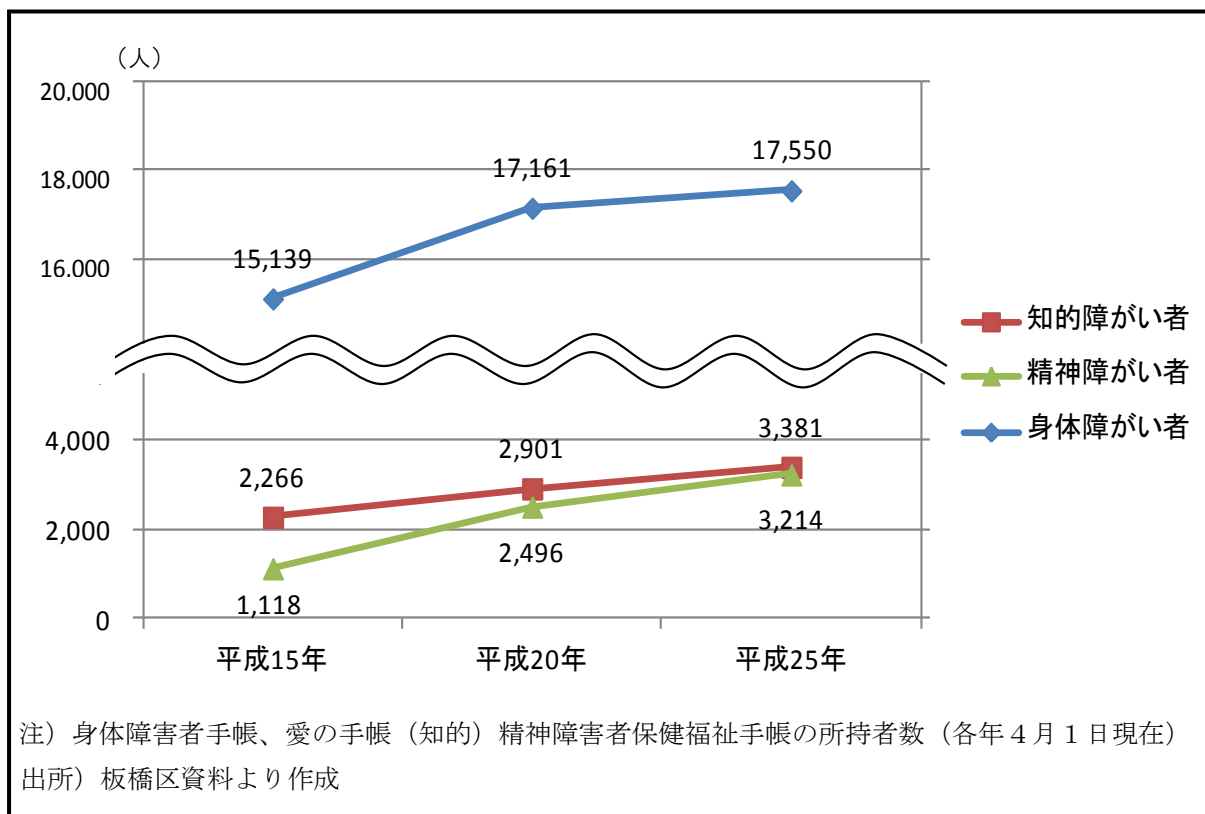
図表6 65歳健康寿命の推移



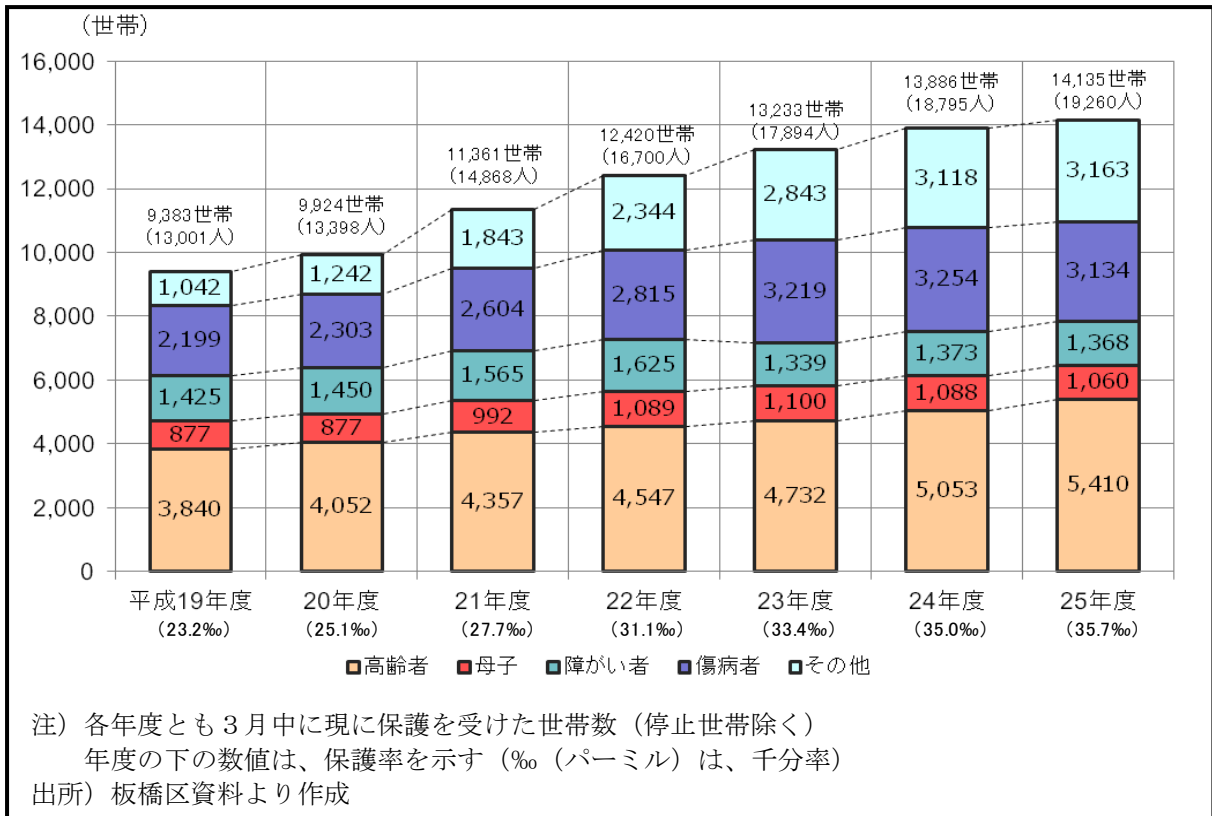
図表7 板橋区の要介護度別認定者数の推移



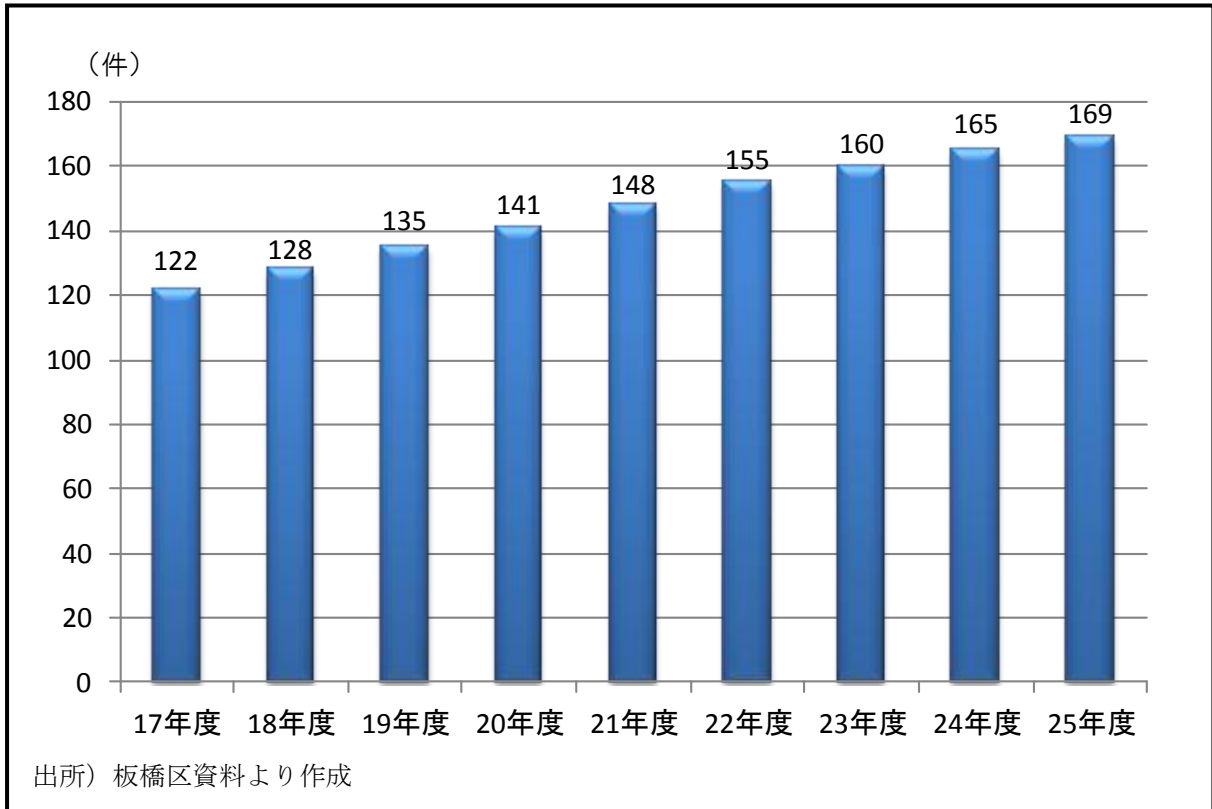
図表8 板橋区の障がい者手帳所持者数の推移



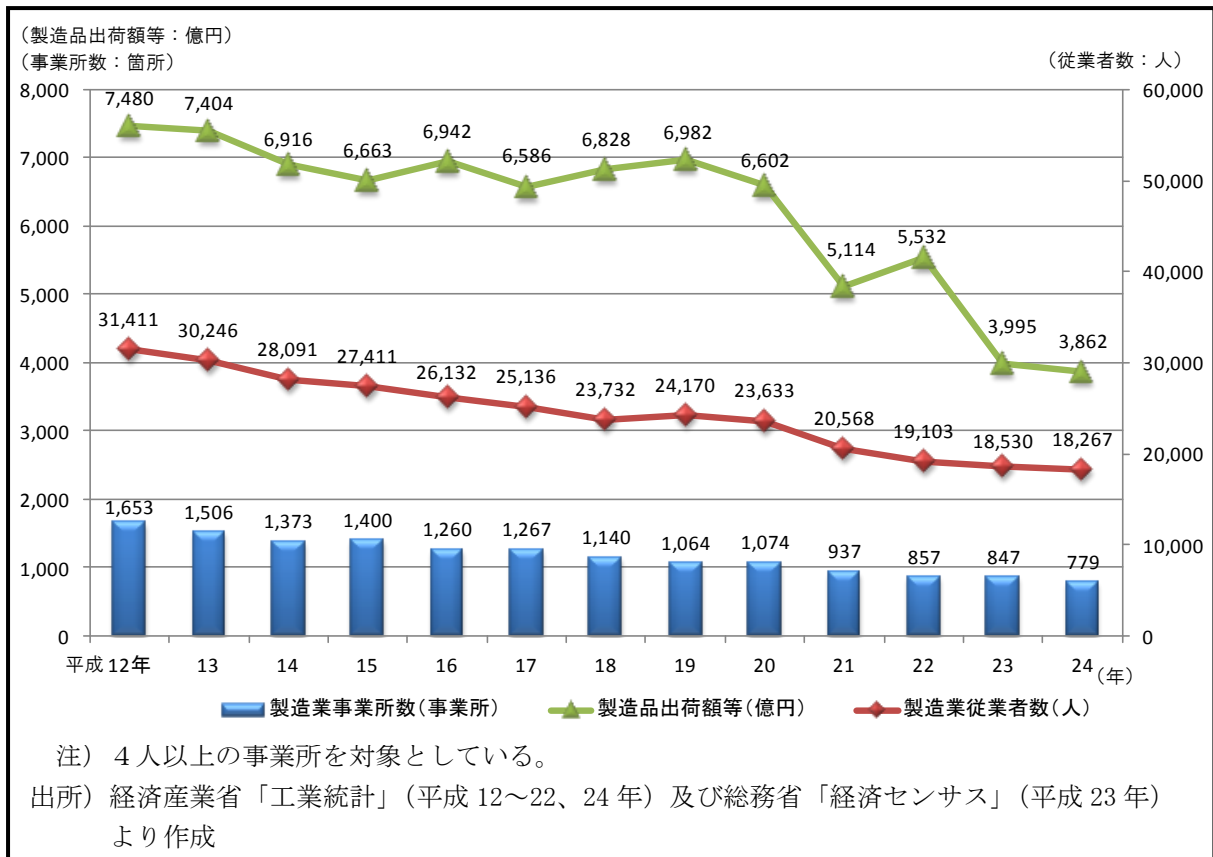
図表9 板橋区の生活保護世帯の世帯類型別推移



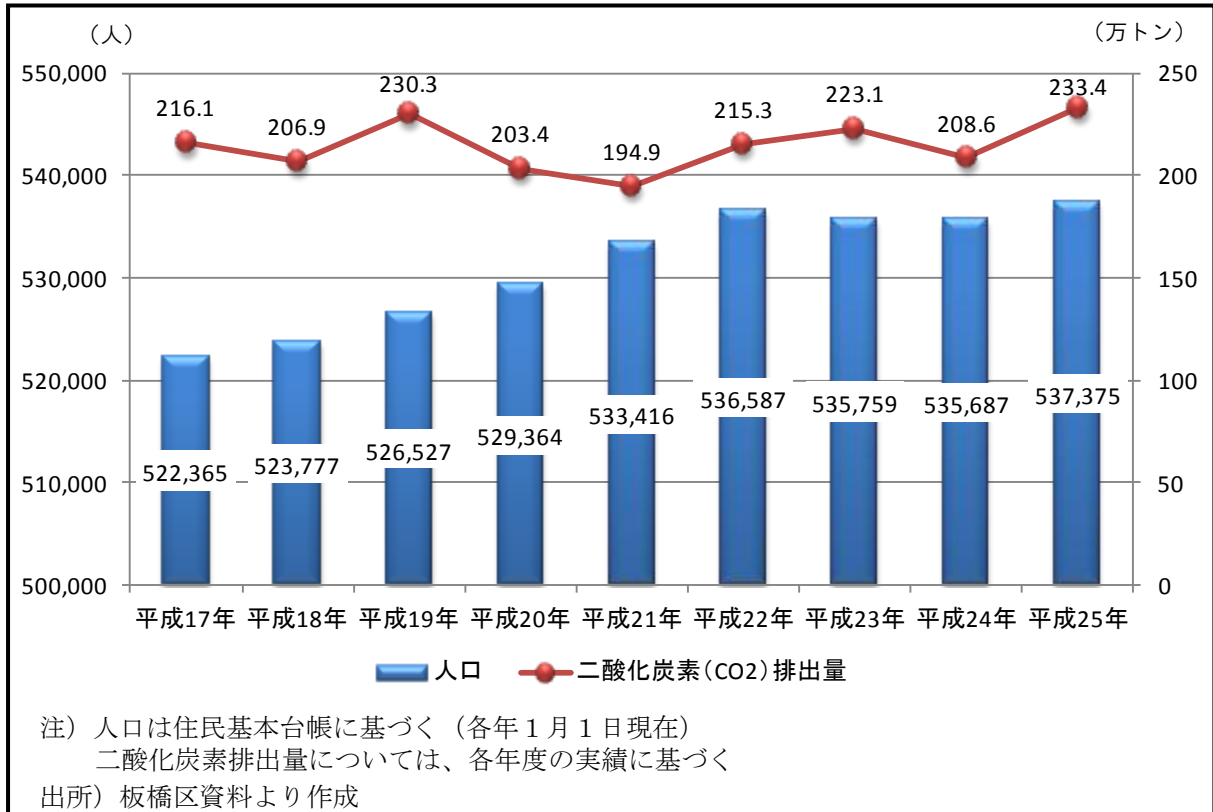
図表10 板橋区の指定・登録文化財の推移



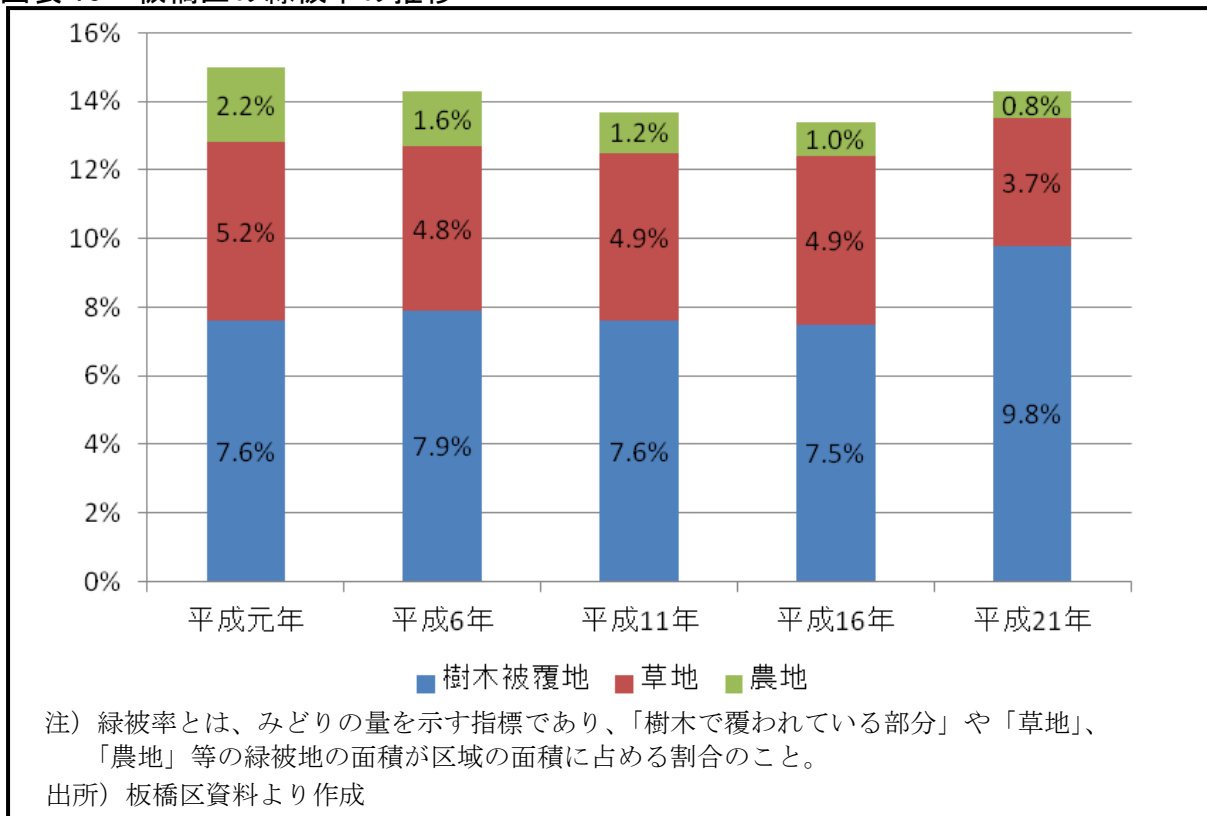
図表 11 板橋区の製造事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



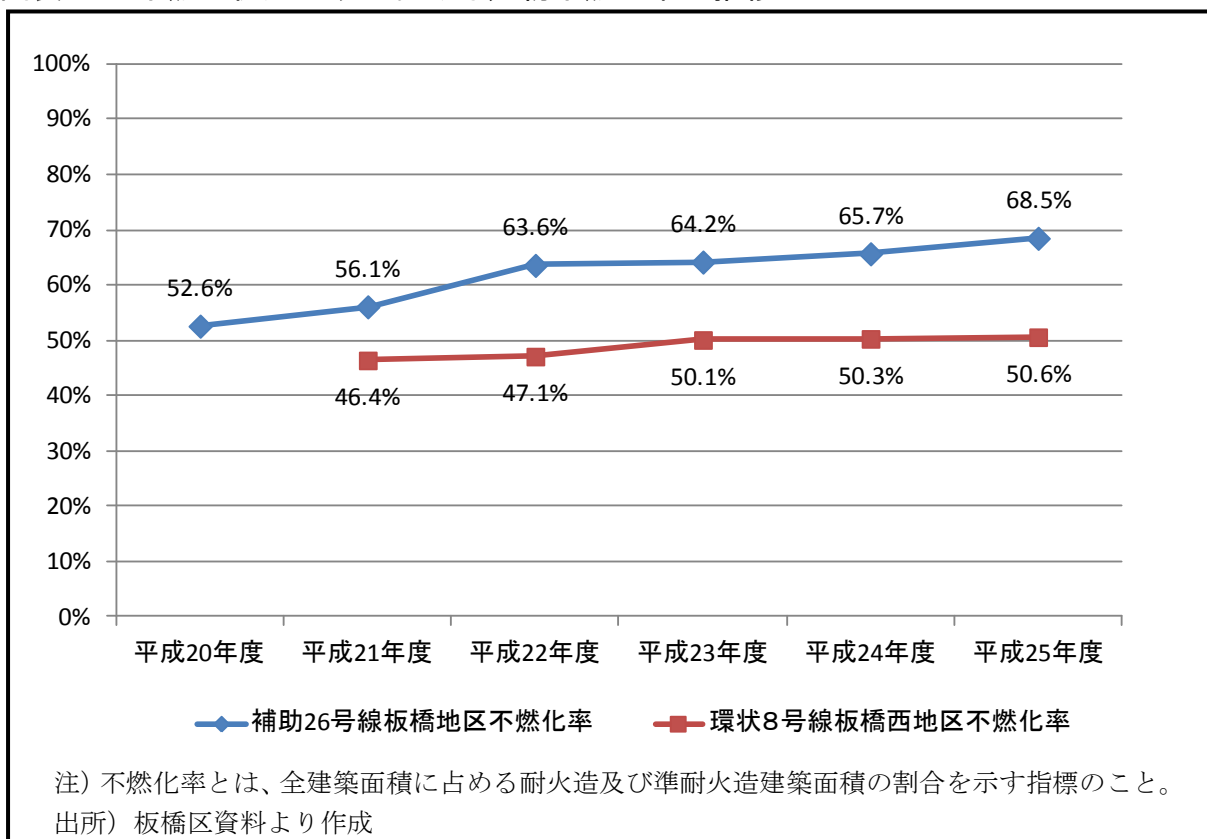
図表 12 区の人口と二酸化炭素排出量の推移



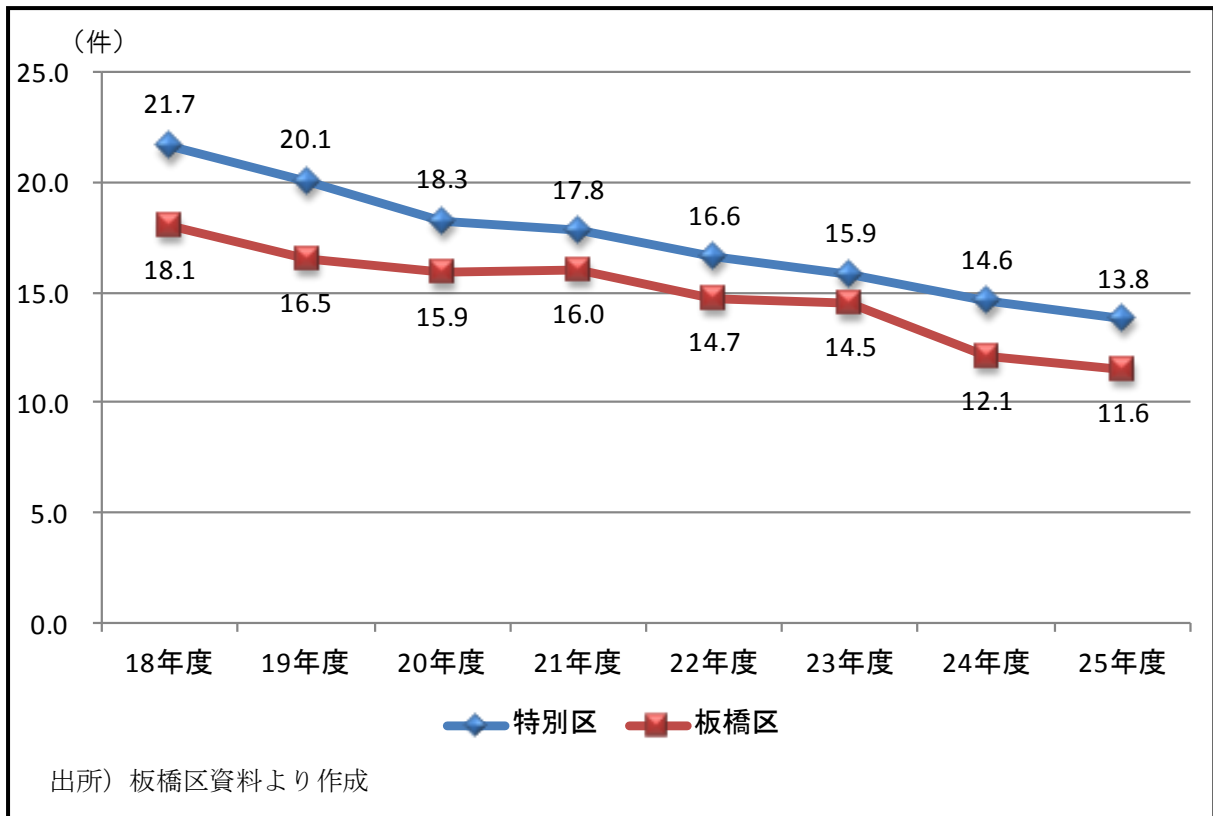
図表 13 板橋区の緑被率の推移



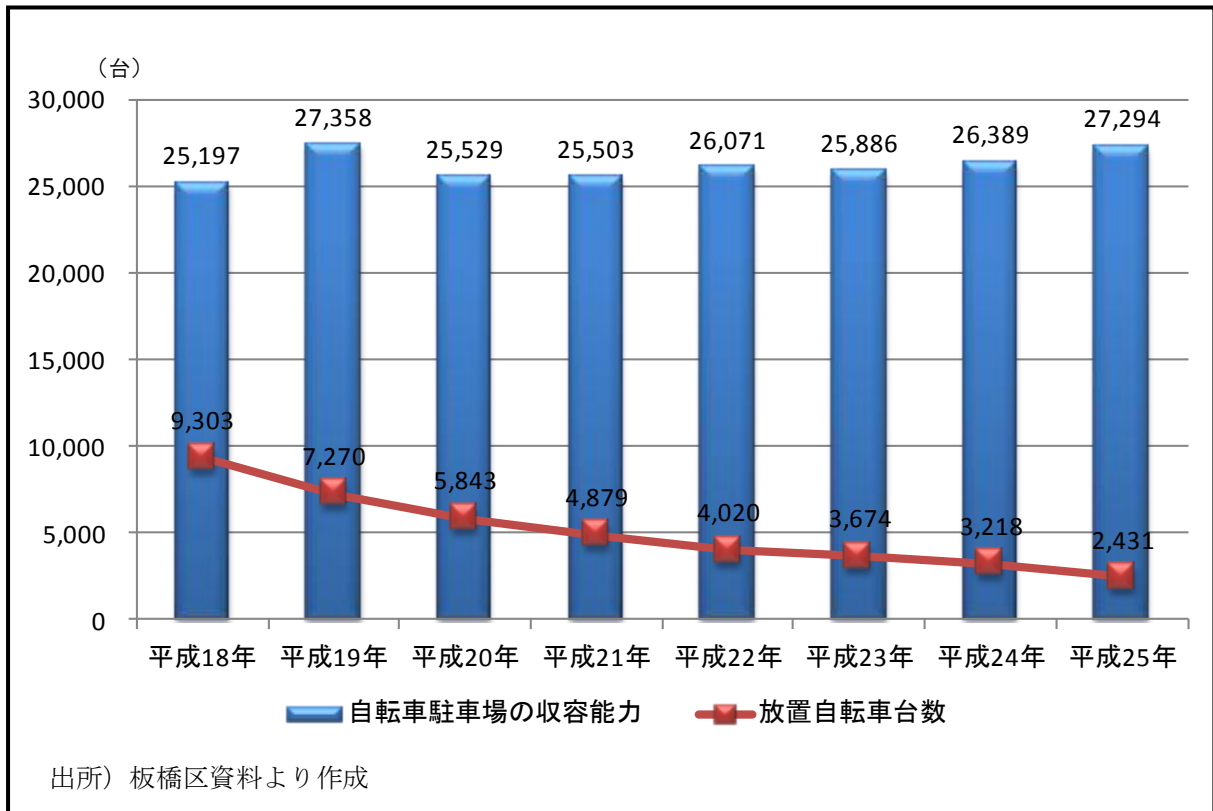
図表 14 不燃化促進区域における建物不燃化率の推移



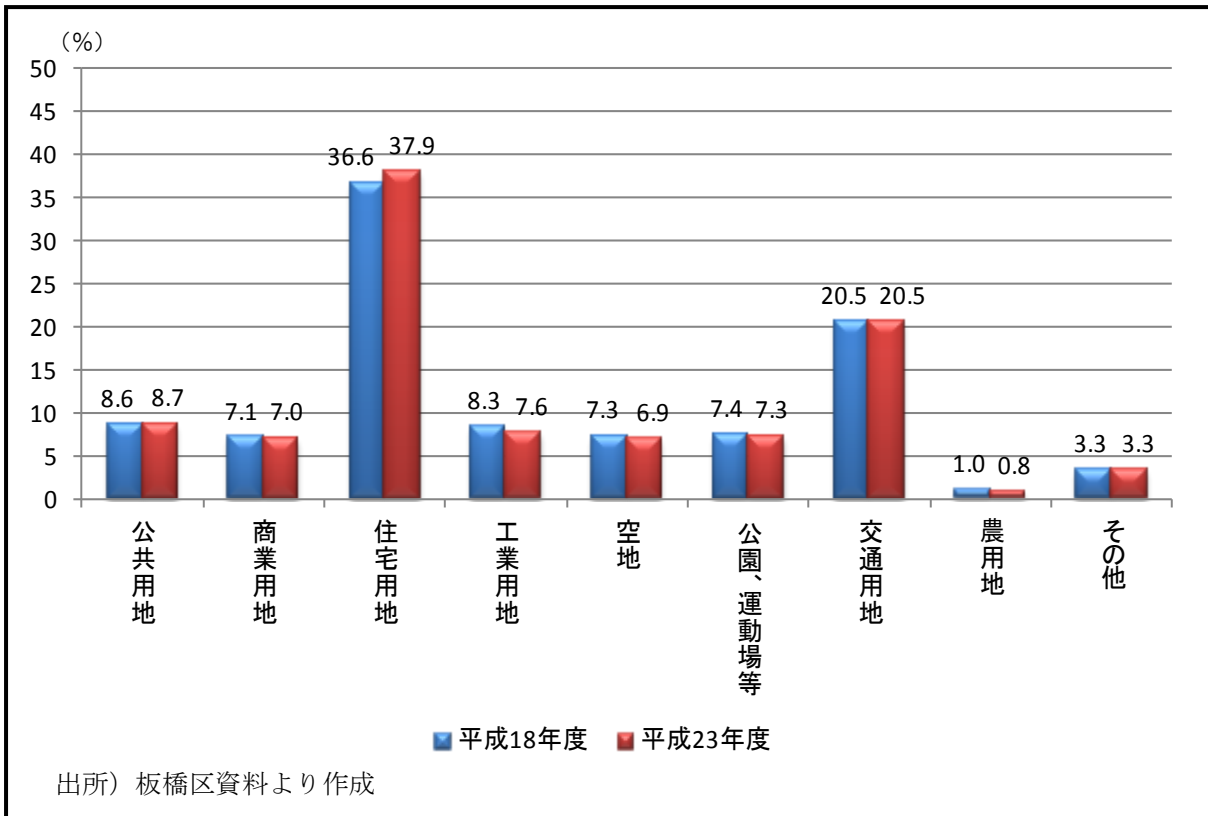
図表 15 人口千人あたりの犯罪発生件数の推移



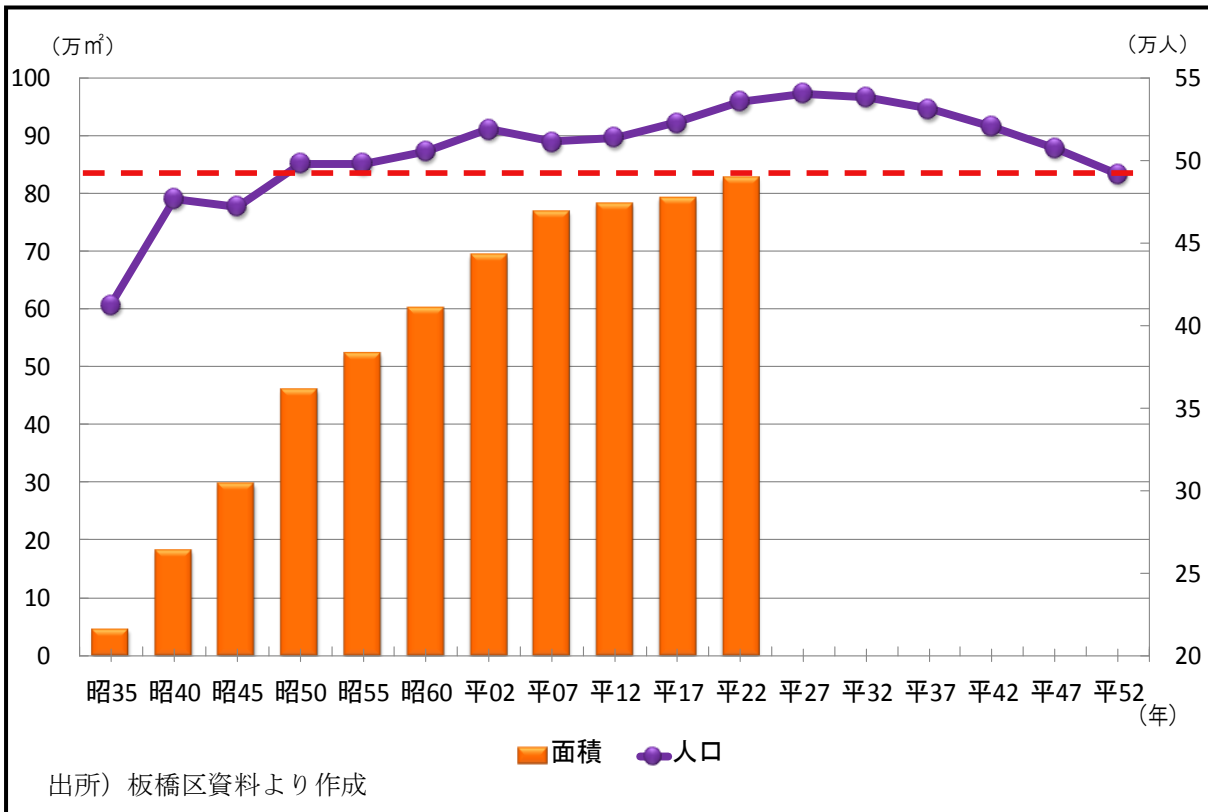
図表 16 板橋区の自転車駐車場の収容能力と放置自転車台数の推移



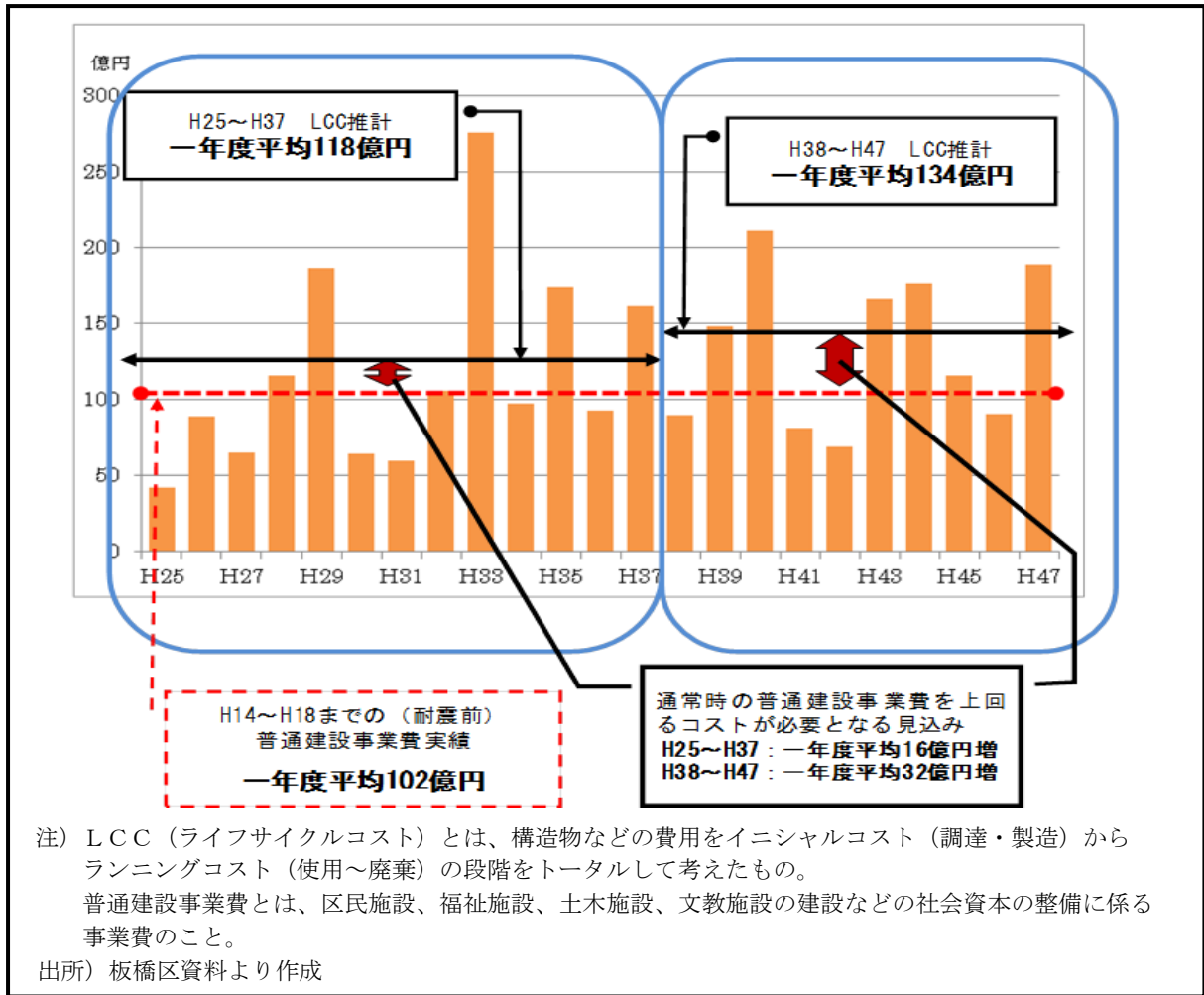
図表 17 板橋区の土地利用状況



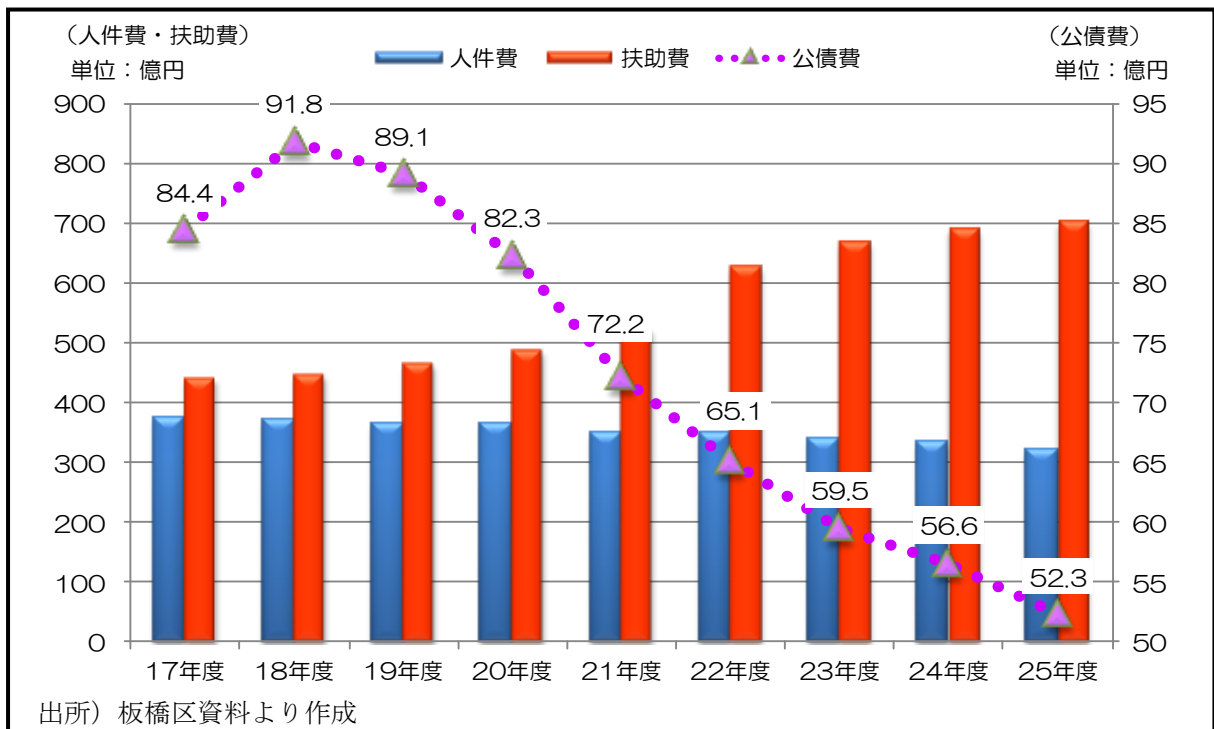
図表 18 板橋区の公共施設延べ床面積と人口の推移



図表 19 将来LCCと普通建設事業費実績との比較



図表 20 区財政の現況（義務的経費の推移）



図表 21 財政の現況（経常収支比率の推移）

